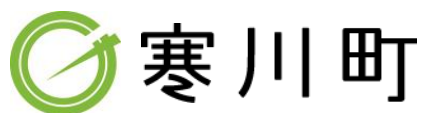




寒川町みんなの地域福祉つながりプラン

第4次寒川町地域福祉計画
第5次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画

(令和3年度～令和6年度)



寒川町社会福祉協議会

はじめに

日本の急速な高齢化が言われて久しく、少子化、人口減少、核家族化など社会環境は大きく変化し、私たちが取り組まなければならない生活課題は山積しております。町では平成18年度から地域福祉計画に取り組み、一人ひとりの人権に配慮しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、時代に即し、分野ごとに配慮した計画を評価、見直ししながら様々な事業を展開してまいりました。



しかしながら、福祉ニーズの多岐多様化は、子育てや高齢者、障がいのある方など分野ごとに整備した公的支援だけでは対応が難しく、分野の垣根を超え、また自助、互助、共助の力を含めた、すべての支援の連携が求められております。

この新たな地域福祉計画は、これからの20年間を見据えた、やはり令和3年度から始まる新たな町総合計画を上位計画として、まちづくりとの整合性を図りながら、分野ごとの福祉計画をつなぎ留め、命を吹き込めるよう中間的な位置づけをもたせました。

いにしえから受け継がれてきた穏やかさ、優しさ、あたたかさを意味する「高座」のこころを源流に、寒川町の将来像「つながる力で新化するまち」を実現するため、地域福祉は、「みんなで」を合言葉とする3つの基本目標を原動力として、個々の計画を達成するものです。町民皆様の「つながる力」で、誰一人取り残されないまちづくりに鋭意取り組んでまいります。

今、健康や福祉にとって、最も危惧すべき新型コロナウイルス禍にあります。当たり前の生活を失って初めて、当たり前の生活が掛け替えのない貴重な生活であったことに思い至りますが、新たな生活の中で、命を守り、心身の衰えを防ぎ、地域社会の絆を強固なものとするためにも、「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました地域福祉計画推進会議委員の皆様、様々な場面でご協力いただいた町民の皆様に、深謝申し上げますとともに、今後とも計画の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

寒川町長 木村俊雄

令和元年に発生した『新型コロナウイルス』は瞬く間に全世界に感染拡大し、世界中の経済・社会活動を混乱に^{おとし}貶めました。今まで当たり前^{おとし}に過ごしてきた日常生活がこんなにも脆弱なのかと痛感させられました。と、同時に今こそ互助・共助の大切さを改めて再確認いたしました。



我が国は超高齢社会になって久しく、福祉の多くが地域で担っていくようになってきました。そこに降って湧いたコロナ感染は地域の対応によって大きく差が明確に現れました。これからの地域福祉の試金石のように思われ、地域による質的福祉サービスの差が生じてくることは明白であります。

平成12年度に「第1次地域福祉活動計画」を制定し20年が過ぎ、今般第5次地域福祉活動計画を策定するにあたり、新たに「寒川町社協福祉ビジョン」と共に「社会福祉協議会発展強化計画」を策定しました。発展強化計画はより具体的な指針を示すことから、つながりプランが背骨ならば血液として住民の隅々までしっかりとサービスが届くように努めていかなければなりません。

もちろん地域福祉活動は私たち社協単独では何もできません。多くの住民の方々のボランティア活動をはじめとして自治会・民生委員児童委員・福祉団体・福祉事業者・地域の各団体などに支えられて活動が成り立つものであり互助・共助の精神であります。世代や分野を超えてすべての人々が『我が事』として取らえ『丸ごと』つながり、地域の課題を解決していくことが「地域共生社会構築」の基本です。

社会環境が厳しくなればなるほど私たちは相互に助け合い、すべての住民の方が自分のできる範囲で共に助け合い「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまち・さむかわ」を一步一步前進させていきましょう。

この計画策定にあたりましてはコロナ禍にも関わらず熱心なご審議いただきました寒川町地域福祉計画推進会議委員の皆様をはじめ関係者各位に厚く感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会 会長 高橋 伸 隆

<目次>

第1章 計画（つながりプラン）の基本構想

1 地域福祉について	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 地域共生社会とは	1
(3) 自助・互助・共助・公助について	2
(4) 新型コロナウイルス感染症との関わり方について	3
2 国・制度の動向	4
(1) 社会福祉法の改正	4
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	6
(1) 計画の趣旨等	6
(2) 一体化計画	6
(3) 計画期間	7
(4) 計画の位置づけ	8

第2章 各種統計

1 寒川町総人口の将来見通し	9
2 目標人口の構成比	10
3 出生数及び出生率の推移	11
4 前期・後期高齢者の推計	13
5 要支援・要介護認定者の推移	14
6 障がい者数の推移	15
7 生活保護世帯と保護率の推移	16

第3章 地域福祉計画

1 計画の体系について	17
2 計画の概要	18
基本目標1 みんなで学びあい参加しよう	18
① 地域福祉に参加しよう	18
② 活動の場を作ろう	20
③ 福祉について学ぼう	21
基本目標2 みんなでつながり支え合おう	22
① 相談の場を作ろう	22
② 相談の場を知らせよう	24
③ 地域で気づき合おう	25
基本目標3 みんなで安全・安心に暮らせる町にしよう	26
① みんなで助け合おう	26
② みんなで共有しよう	28
③ みんなで話し合おう	29
④ みんなで気づき合おう	30
⑤ みんなでつながろう	31

第4章 計画の円滑な運営

1 計画の進行管理	33
2 評価指標の設定	33
3 寒川町地域福祉計画推進会について	34
(1) 寒川町地域福祉計画推進委員名簿	34
(2) 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱	35
4 寒川町地域福祉計画調整会議について	37

資料編

1 アンケート	
(1) 調査の目的	39
(2) 調査の概要	39
(3) 回収結果	39
(4) 町民アンケート	40
(5) アンケート結果	44
2 用語解説（五十音順）	52

「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。

第1章 計画（つながりプラン）の基本構想

1 地域福祉について

(1) 地域福祉とは

それぞれの地域において誰もが安心して生き生きと暮らせるよう、地域住民や福祉関係団体及び行政等が協力して助け合い、地域社会における福祉の共通の課題に対して取り組む考え方が地域福祉です。

地域とは、日常生活における身近なご近所、地域組織としての自治会、寒川町そのものなど、様々なとらえ方がありますが本計画における地域福祉の対象者は「地域のすべての住民」とします。

すべての住民が住み慣れた地域の中で生涯にわたって自分らしく暮らしていくためには、こころのかよひあう地域福祉を共有する社会の実現が求められています。町では、思いやりや助け合いといった人のつながりによる地域福祉を推進していくとともに、福祉と保健・医療・教育の連携を図り、地域社会全体での総合的な福祉の充実を目指します。

(2) 地域共生社会とは

現在日本は高齢化や一人暮らし世帯の増加等の社会構造の変化などにより、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡みあう複雑化や複数の分野にまたがる複合化をしており、介護保険制度や子ども・子育て支援制度などの一つの制度のみでは解決が困難な課題が増えています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手といった関係や属性を超えて、地域住民・行政や関係機関が「我が事」として、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、一人ひとりの暮らしと生きがいのために地域の課題を解決していく社会であり、この地域共生社会を構築することが重要です。

例えば、80代の親と50代の無収入や障がいのある子どもが同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な複雑化・複合化した課題が浮き彫りになっています。また、現状の縦割り制度ではどの制度にも対象にならず相談先もわからない狭間の問題もあります。これらの個々の課題の解決と地域づくりをあわせて包括的に支援を進める、地域共生社会の実現が必要です。

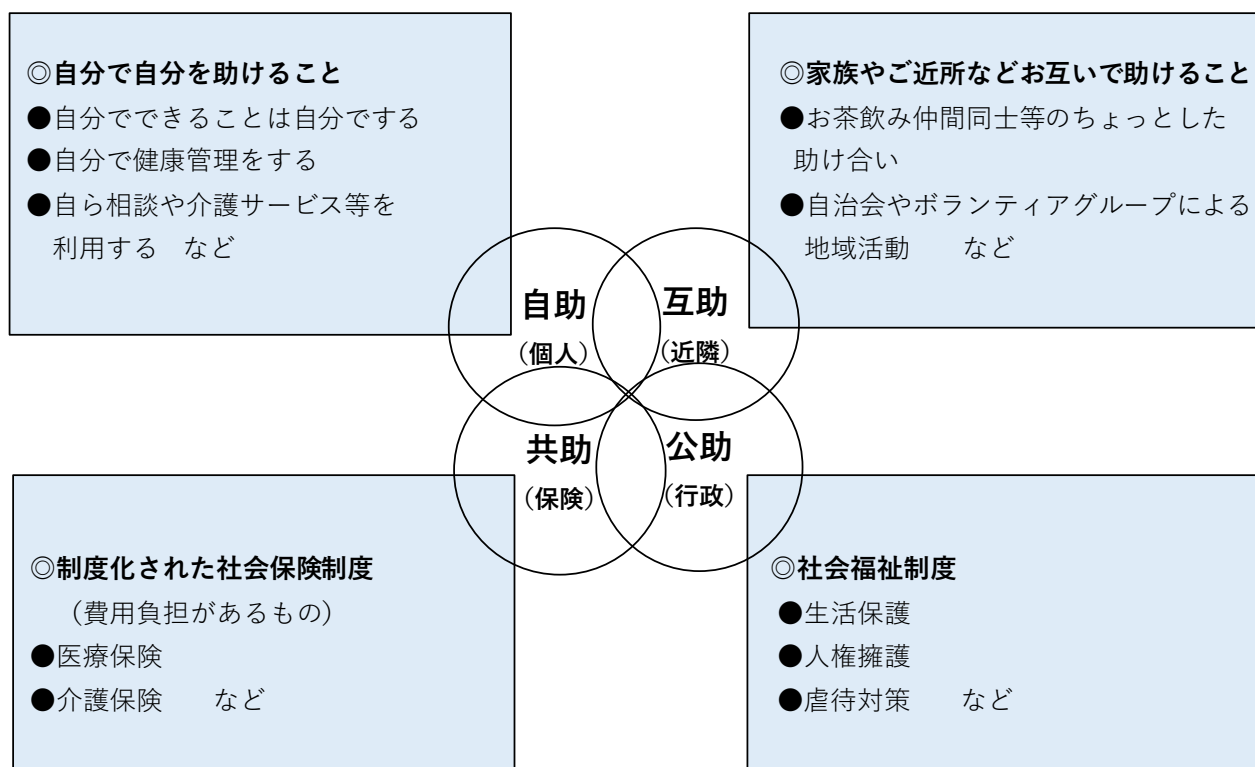
(3) 自助・互助・共助・公助について

複雑化・複合化した課題に対応するには自助・互助・共助・公助の4つの「助」が必要です。

また、一つの方法のみで解決を図るのではなく、様々な角度から様々なやり方で継続的に対応していく必要もあります。4つの「助」はそれぞれ重なる部分があるため、自分で出来ることをし（自助）家族や地域で助け合いながら（互助）社会保障制度（共助）や公的サービス（公助）を利用し、課題に対応していくこともあります。

行政は、一人ひとりが限られた地域資源をうまく活用するために、自助・互助・共助の活動を支援しながら、公助として行政サービス等を提供し地域福祉を推進します。

地域福祉における自助・互助・共助・公助



(4) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症との関わり方について

地域福祉の推進にあたっては人と人とのつながりが大切になりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりにより人と人の距離を取ることや、接触を避けることを余儀なくされ、閉じこもりによる社会的孤立や個人・地域の課題が表面化せず深刻さが増しています。そのような状況で誰かとつながっていることや支え合っていることの重要性が改めて認知され、地域福祉の重要性が増しています。

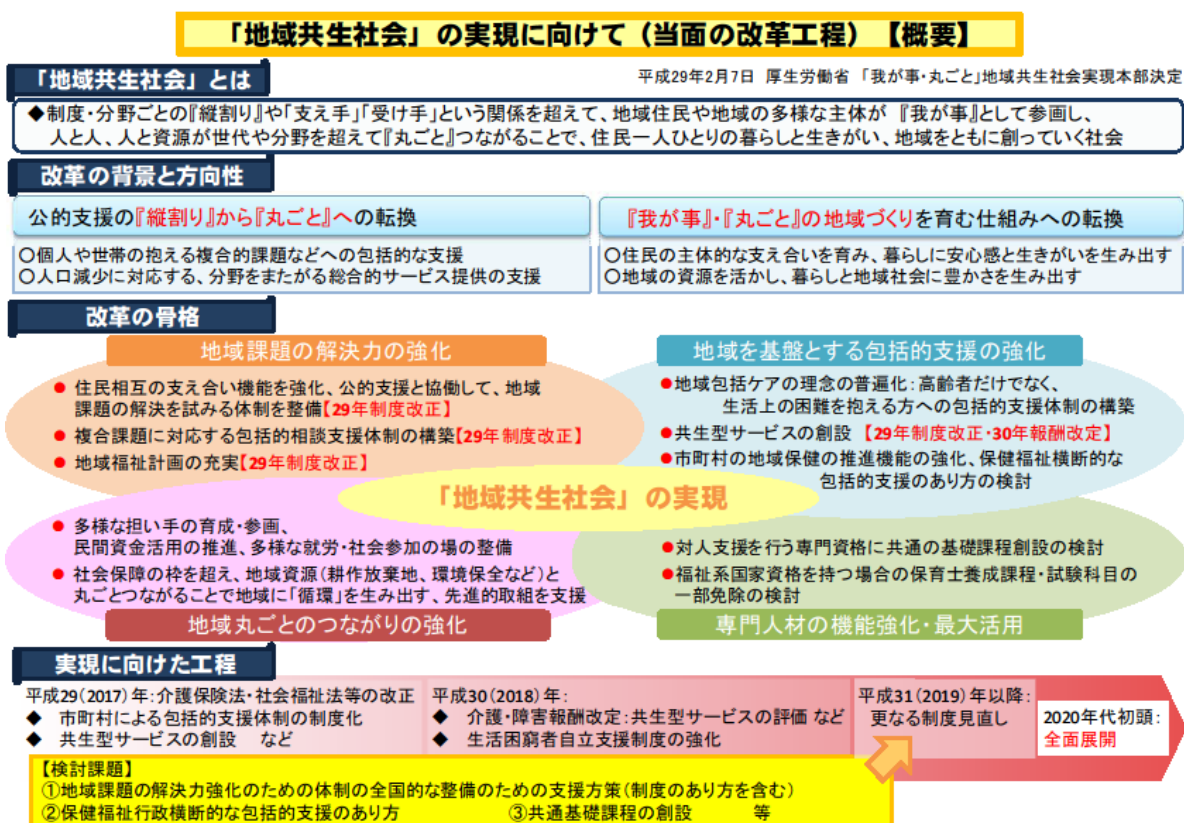
感染症対策においては、最新の情報・対策が重要となることから本計画では留意点等の記述はしませんが、新型コロナウイルス等の感染拡大を防止し、人々がつながりあうことが必要です。町・社会福祉協議会においても事業や相談等を実施する際には感染予防対策をし、個人・地域とつながりながら地域福祉を推進します。



2 国・制度の動向

(1) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備として、社会福祉法が改正され平成30年4月1日に施行されました。そのなかで、地域福祉の推進の理念を規定し、住民・世帯で抱える地域課題について、地域で把握、関係機関との連携等による解決を目指す旨が明記されました。その理念を実現するために市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備及び分野を超えて総合的に地域住民の相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制を作ることとされています。

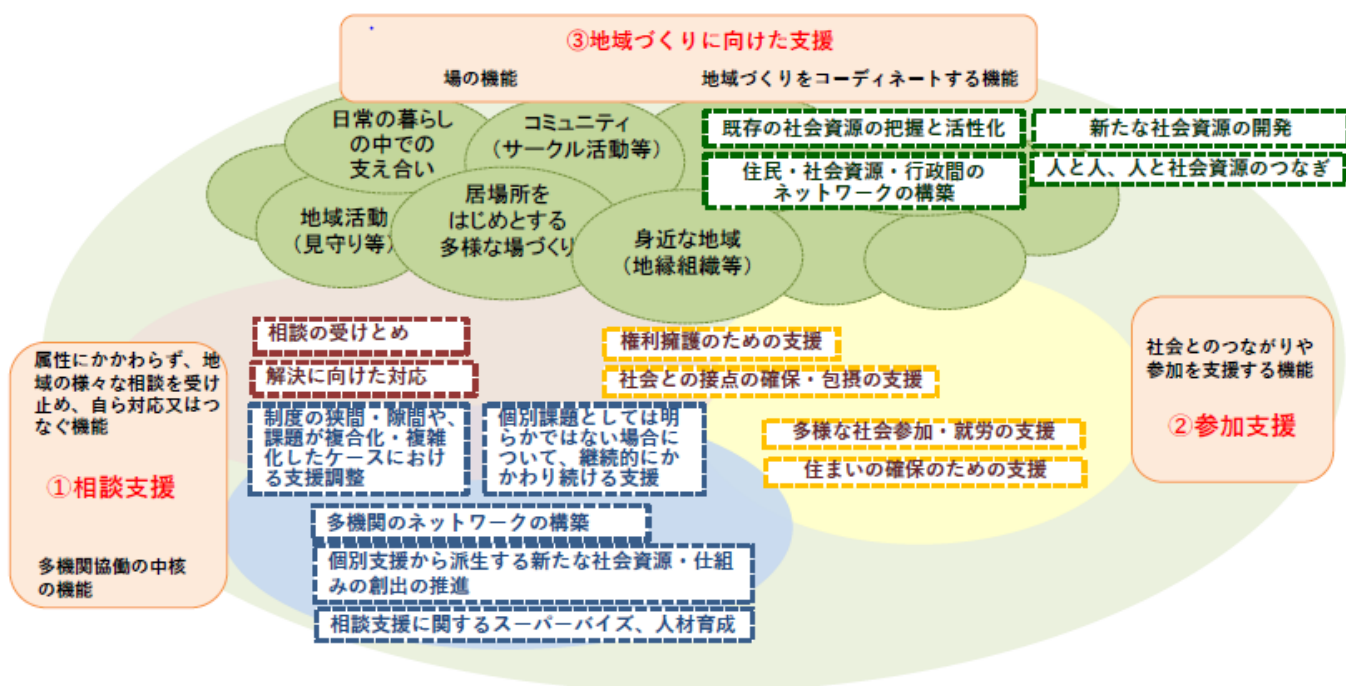


(厚生労働省ホームページより)

また、令和2年6月に改正公布された社会福祉法により、包括的な支援体制の構築として「重層的支援体制整備事業」に関する事項について明記されました。その中で本人・世帯が有する複合化した課題に対して、3つの支援を一体的に行うこととされています。

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

まずは既存の制度では、どこにも属さない狭間の課題や相談先がわからない人達へ断らない相談支援を実施し、その後に既存の事業を発展させ参加支援や地域づくりを行います。



(厚生労働省ホームページより)

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画の趣旨等

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に規定されている法定計画です。平成 30 年 4 月施行の改正により地域福祉の推進に関する事項として高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を一体的に定める各福祉分野の上位計画として位置づけられました。地域での新たな課題が複雑化・複合化し、多様化したニーズには地域住民のみや行政のみの対応で解決することも難しい現状です。地域の課題を受け手支え手の関係を超えて住民や行政、各団体等の地域丸ごとで解決していくことが必要です。地域生活課題を明らかにし、必要となる支援や体制等を整備し、計画的に地域福祉を推進するために地域福祉計画を策定します。

また、地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条に位置付けられている社会福祉協議会（社協）が中心になって呼びかけ、地域住民、当事者をはじめ、地域において福祉活動を行なう関係者、ボランティア、NPO、保健医療福祉の専門機関等が相互に協力、連携を図りながら、様々な具体的な施策や事業を通して、地域の福祉課題に取り組む民間の活動・行動計画です。

(2) 一体化計画

平成 27 年度にスタートした現行の地域福祉計画である「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」は寒川町として地域の課題に取り組むための「第 3 次寒川町地域福祉計画」と社会福祉協議会として地域福祉の推進を図る「第 4 次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体化し、策定した計画です。より効率的・効果的に計画推進をするために引き続き「第 4 次寒川町地域福祉計画」と「第 5 次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的な計画として「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を策定します。

(3) 計画期間

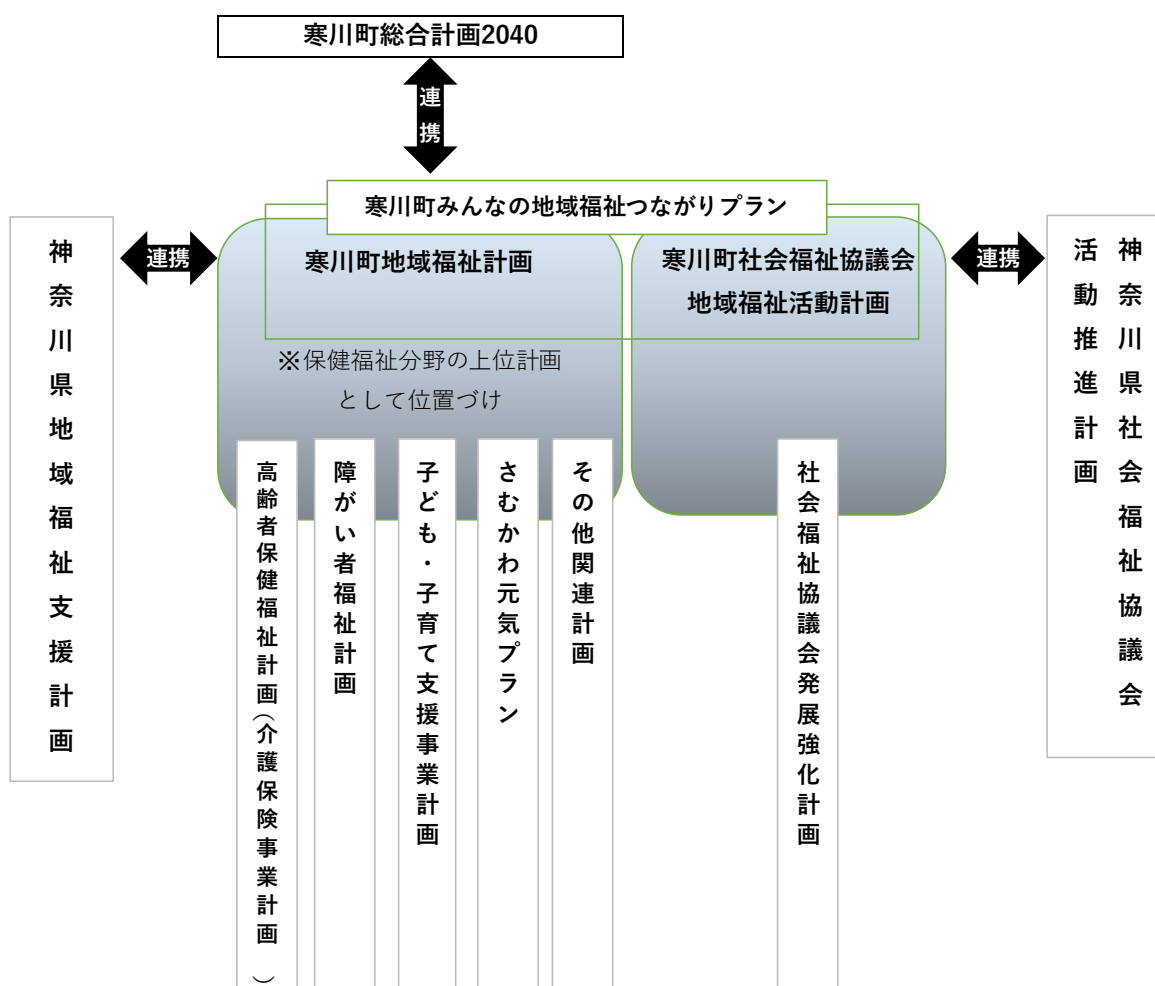
現行の「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」は令和2年度をもって期間満了となります。本計画の期間は現行の計画が終了後、町の最上位計画である「寒川町総合計画2040」の第1次実施計画に合わせて令和3年度から令和6年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化等により見直しを検討します。

みんなの地域福祉つながりプランおよび関連計画の計画期間

令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度
前計画	寒川町総合計画2040（第1次実施計画）			
前計画	【本計画】寒川町みんなの地域福祉つながりプラン			
前計画	第8次高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）			第9次（予定）
前計画	障がい者福祉計画			次期（予定）
第2期子ども・子育て支援事業計画				
前計画	第2次さむかわ元気プラン（前期）			

(5) 計画の位置づけ

本計画は、地域におけるすべての人々を対象に、共通の課題を解決し地域共生社会を目指すもので、福祉に係る他の「寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」「寒川町障がい者福祉計画」や「寒川町子ども・子育て支援事業計画」、福祉と密接な関係にある「さむかわ元気プラン」やその他各関連計画と整合・連携を図るための上位計画とします。また、「寒川町総合計画 2040」を基本とし、「神奈川県地域福祉支援計画」、「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」との連携を図った計画としていきます。

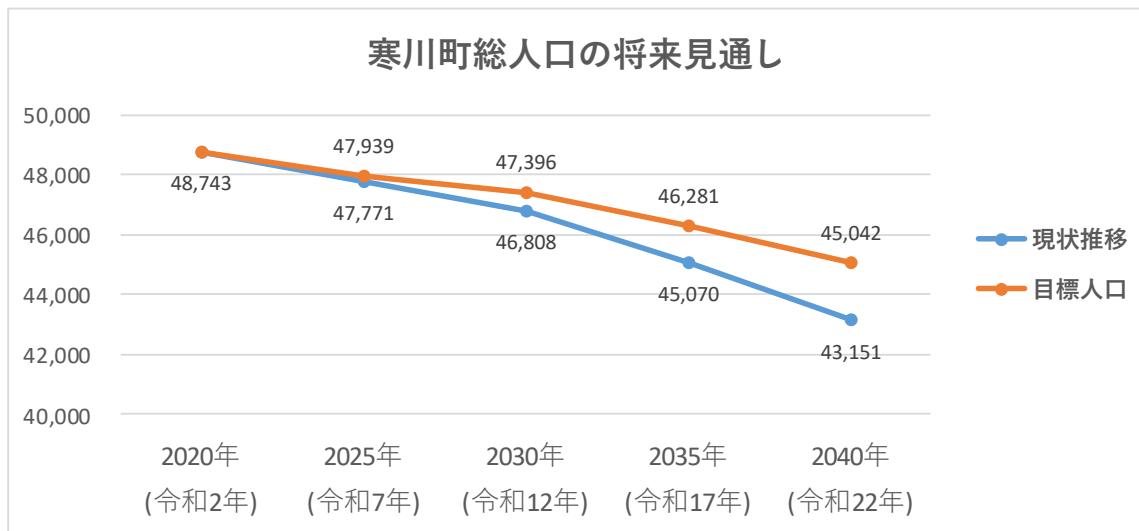


第2章 各種統計

1 寒川町総人口の将来見通し

日本全体において人口減少が続く中、現在、町としては人口微増となっていますが今後は減少に転じると予想されています。現状推移を前提とすると2040(令和22)年には概ね43,000人と見込みますが、人口減少の抑制に努めることで約45,000人まで抑えられる見込みです。総合計画や各課計画の施策等により人口減少を抑え、目標人口の達成を目指します。

(単位：人)

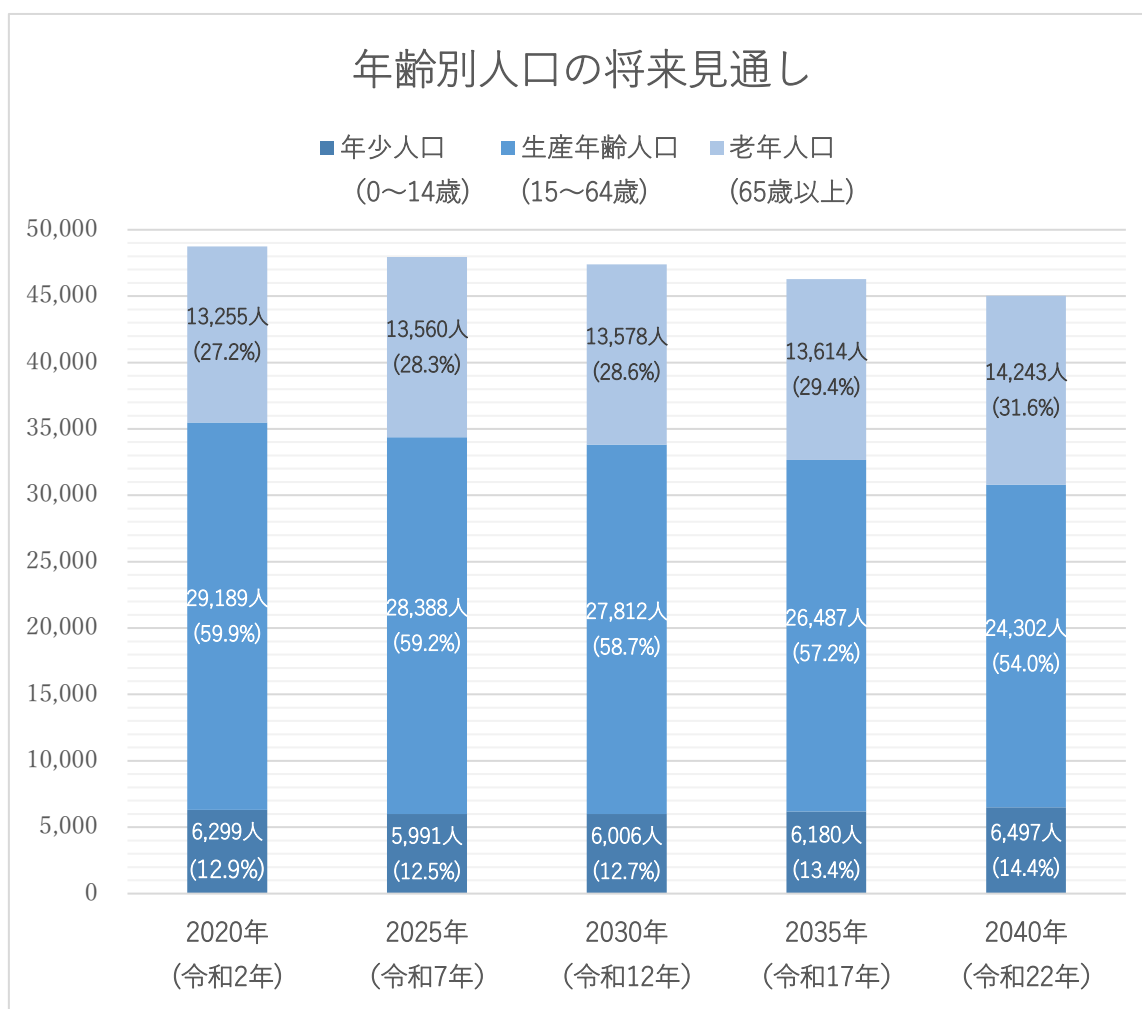


(寒川町総合計画 2040 から引用)

	2020年 (令和2年) 実測値	2025年 (令和7年) 推計値	2030年 (令和12年) 推計値	2035年 (令和17年) 推計値	2040年 (令和22年) 推計値
現状推移	48,743人	47,771人	46,808人	45,070人	43,151人
目標人口	-	47,939人	47,396人	46,281人	45,042人

2 目標人口の構成比

高齢者の数は日本全体で増加傾向にあり、町も年々増加しています。現状推計だと2040（令和22）年度には65歳以上の高齢者数のピークを迎える見込みです。また、町全体の人口自体が減るなか、高齢者は増えていくため人口に対する高齢者の割合が増加することになります。少子高齢化が進むと働き手や地域を支える担い手不足等の問題が見込まれ、地域の課題解決力の低下や町の財政面への影響も考えられます。また、年少人口に関しても年々減少傾向にありますが、子育て世帯を寒川町に呼び込む年少人口増加施策を推進し年少率を高くする目標人口推計としています。

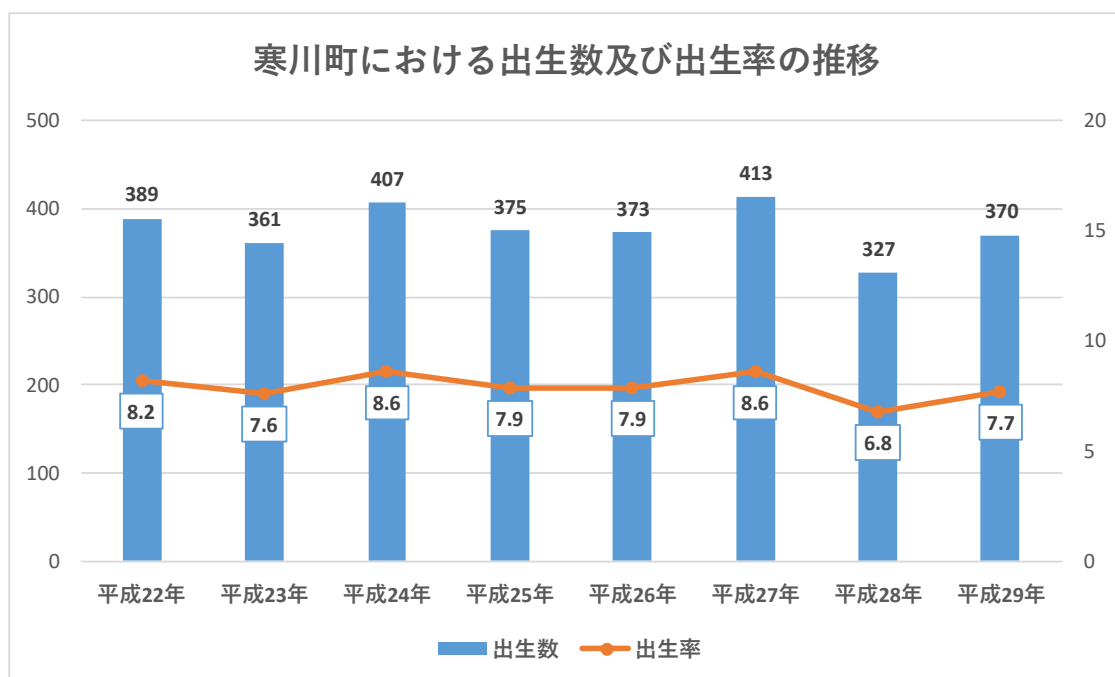


(寒川町総合計画 2040 から引用)

3 出生数及び出生率の推移

町の出生数は増減を繰り返して推移しており、全国及び神奈川県と出生率を比較すると平成24、27、29年のみ上回っていますがそれ以外は下回っている状況です。全国及び神奈川県を参照すると出生率は減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くと予想されます。

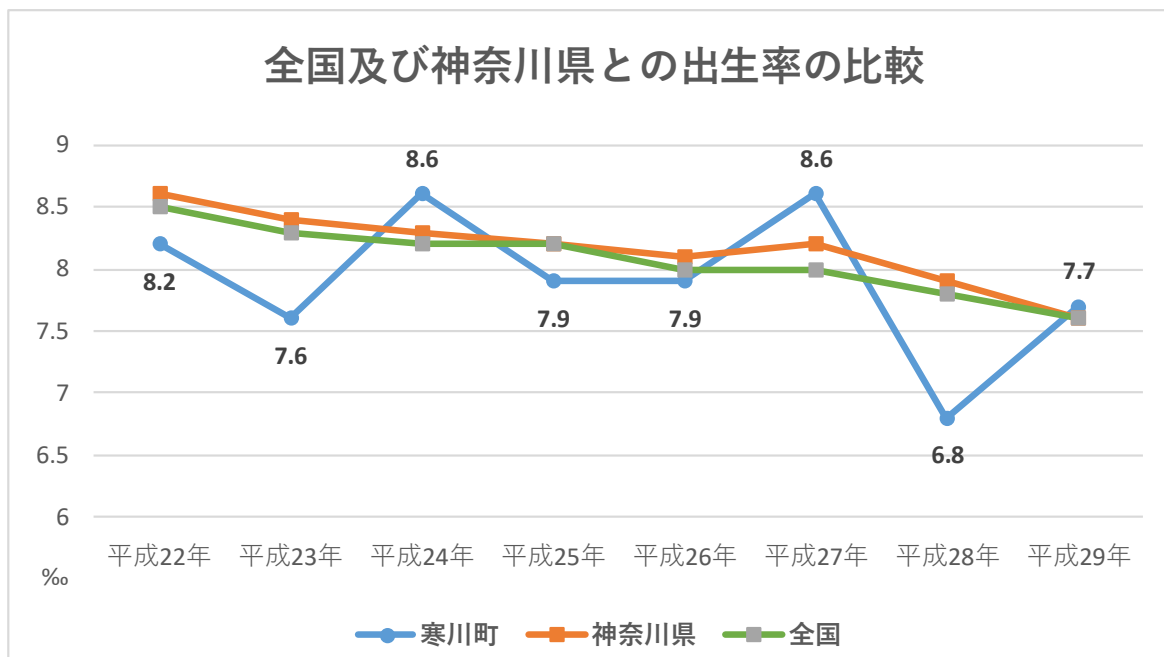
(単位：人、%)



(第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画から引用)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	389人	361人	407人	375人	373人	413人	327人	370人
出生率	8.2‰	7.6‰	8.6‰	7.9‰	7.9‰	8.6‰	6.8‰	7.7‰

(単位：‰)



(第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画から引用)

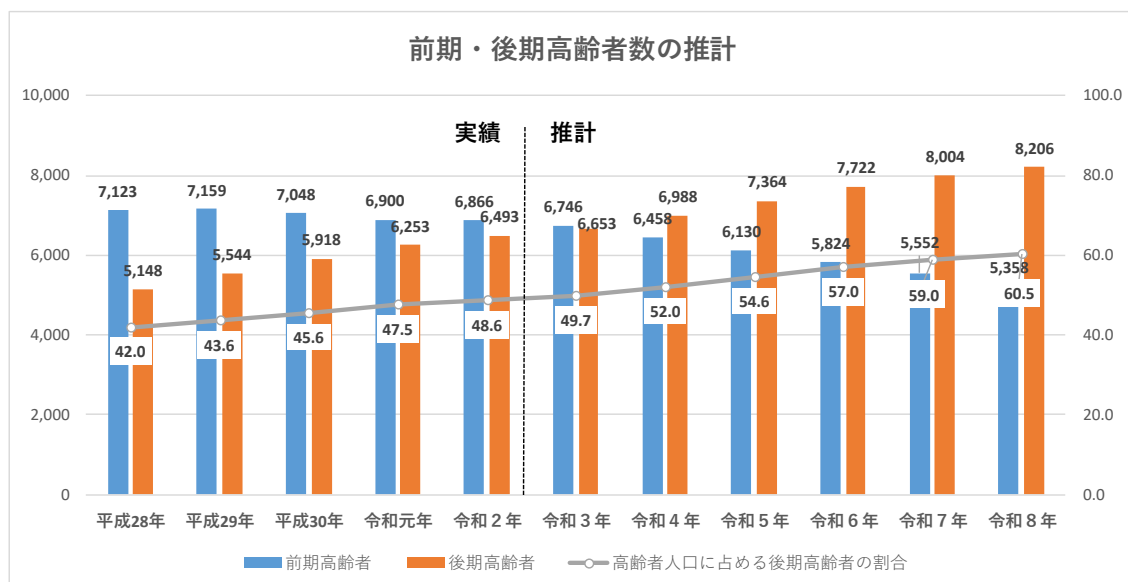
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寒川町	8.2‰	7.6‰	8.6‰	7.9‰	7.9‰	8.6‰	6.8‰	7.7‰
神奈川県	8.6‰	8.4‰	8.3‰	8.2‰	8.1‰	8.2‰	7.9‰	7.6‰
全国	8.5‰	8.3‰	8.2‰	8.2‰	8.0‰	8.0‰	7.8‰	7.6‰



4 前期・後期高齢者数の推計

本町の高齢者数全体は増加をしていますが、前期高齢者は平成29年から減少に転じています。一方、後期高齢者は年々増加しており、あわせて高齢者人口に占める後期高齢者の割合も増加を続け、令和8年までの推計では増え続ける見込みとなっています。推計では令和4年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回ります。

(単位：人、%)



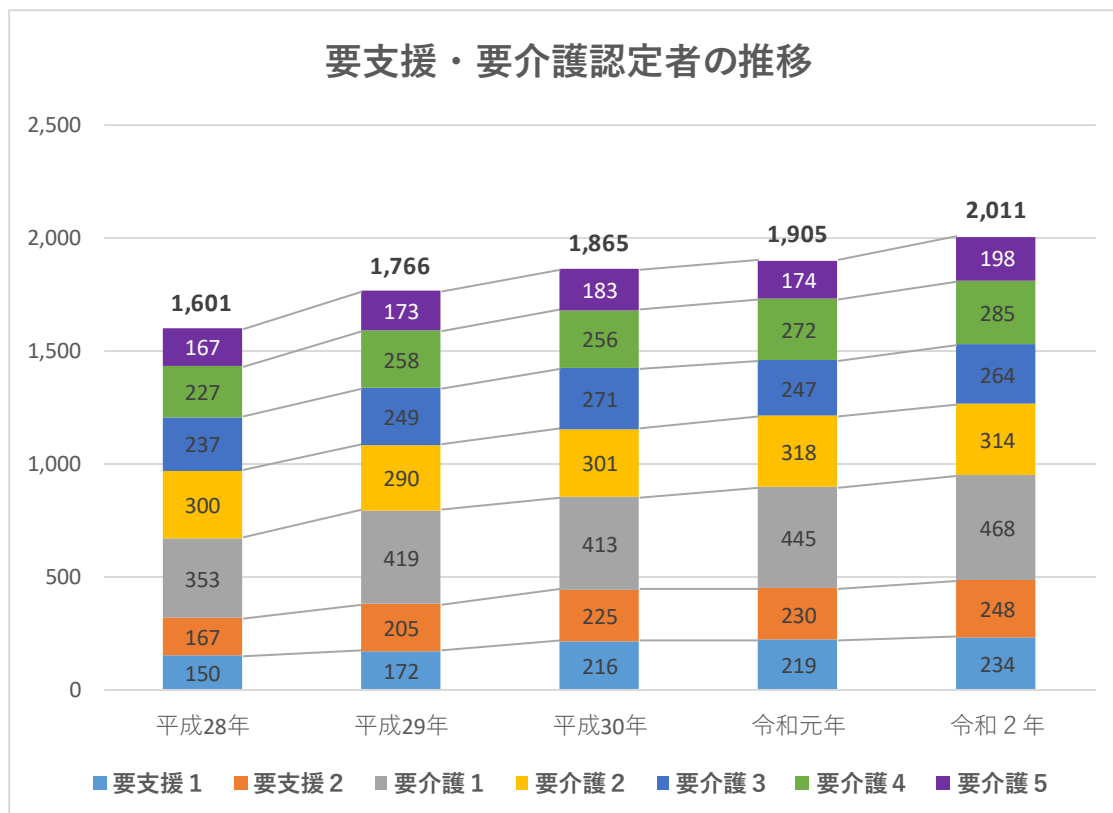
(第8次寒川町高齢者保健福祉計画より引用)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
前期高齢者	7,123人	7,159人	7,048人	6,900人	6,866人	
後期高齢者	5,148人	5,544人	5,918人	6,253人	6,493人	
後期高齢者の割合	42.0%	43.6%	45.6%	47.5%	48.6%	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
前期高齢者	6,746人	6,458人	6,130人	5,824人	5,552人	5,358人
後期高齢者	6,653人	6,988人	7,364人	7,722人	8,004人	8,206人
後期高齢者の割合	49.7%	52.0%	54.6%	57.0%	59.0%	60.5%

5 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、要介護1の認定者数が最も多くなっています。また伸び率では要支援1が最も増加しており、次いで要支援2の増加が大きくなっています。

(単位：人)



(第8次寒川町高齢者保健福祉計画より引用)

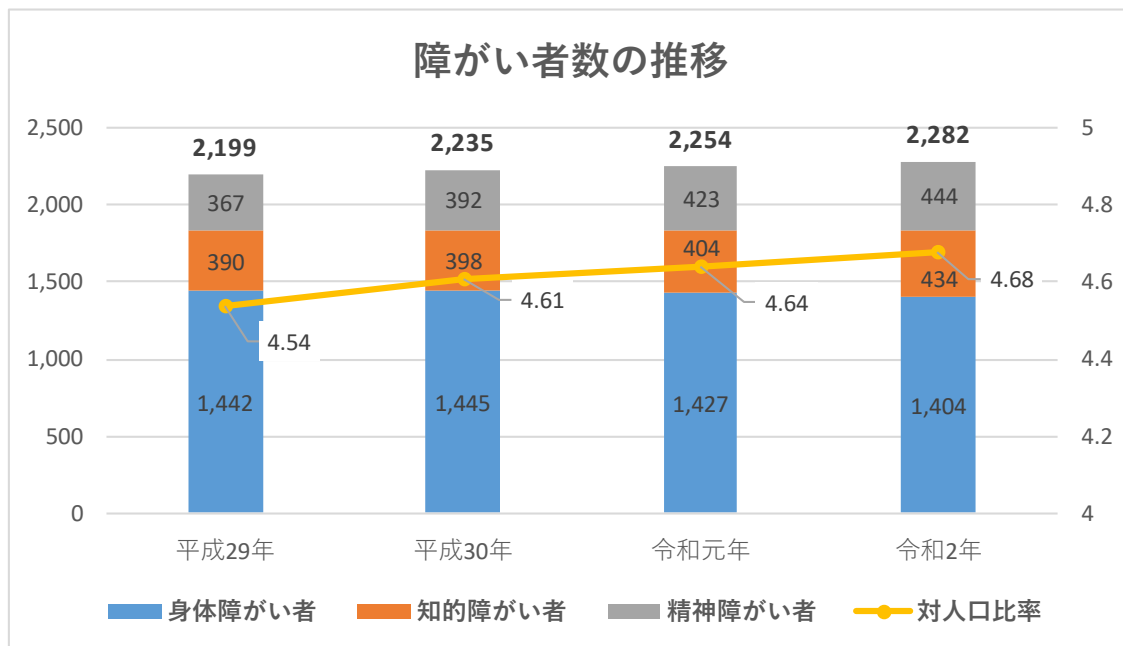
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	150人	172人	216人	219人	234人
要支援2	167人	205人	225人	230人	248人
要介護1	353人	419人	413人	445人	468人
要介護2	300人	290人	301人	318人	314人
要介護3	237人	249人	271人	247人	264人
要介護4	227人	258人	256人	272人	285人
要介護5	167人	173人	183人	174人	198人
合計	1,601人	1,766人	1,865人	1,905人	2,011人

6 障がい者数の推移

障がい者は年々増加しており、人口の推移と比較しても伸び率が上昇している傾向があるため、対人口比率も増加しています。特に精神障がい者の伸びは顕著で今後も増加していくと考えられます。

※障がい者の中には障がい児も含まれています。

(単位：人、%)



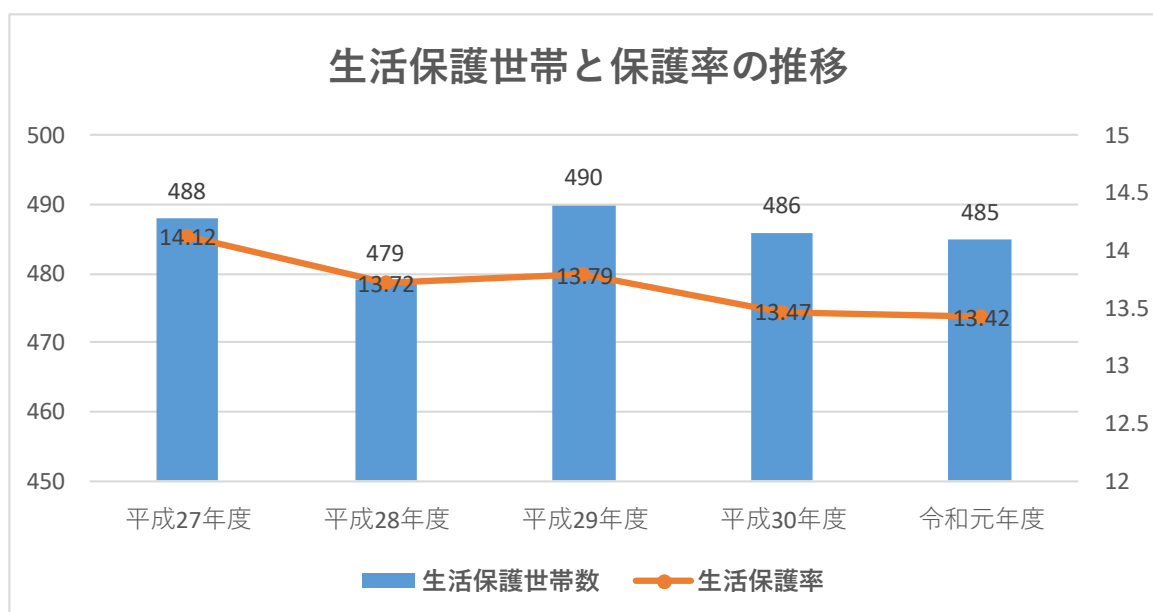
(寒川町障がい者福祉計画より引用)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障がい者	1,442人	1,445人	1,427人	1,404人
知的障がい者	390人	398人	404人	434人
精神障がい者	367人	392人	423人	444人
合計	2,199人	2,235人	2,254人	2,282人
対人口比率	4.54%	4.61%	4.64%	4.68%

7 生活保護世帯と保護率の推移

生活保護世帯数、28年度に減少した後は再び上昇し横ばいとなっていますが、保護率に関しては横ばいが続いています。しかしながら今後は新型コロナウイルスの影響等で変わっていく可能性が高いと考えられます。

(単位：世帯、%)



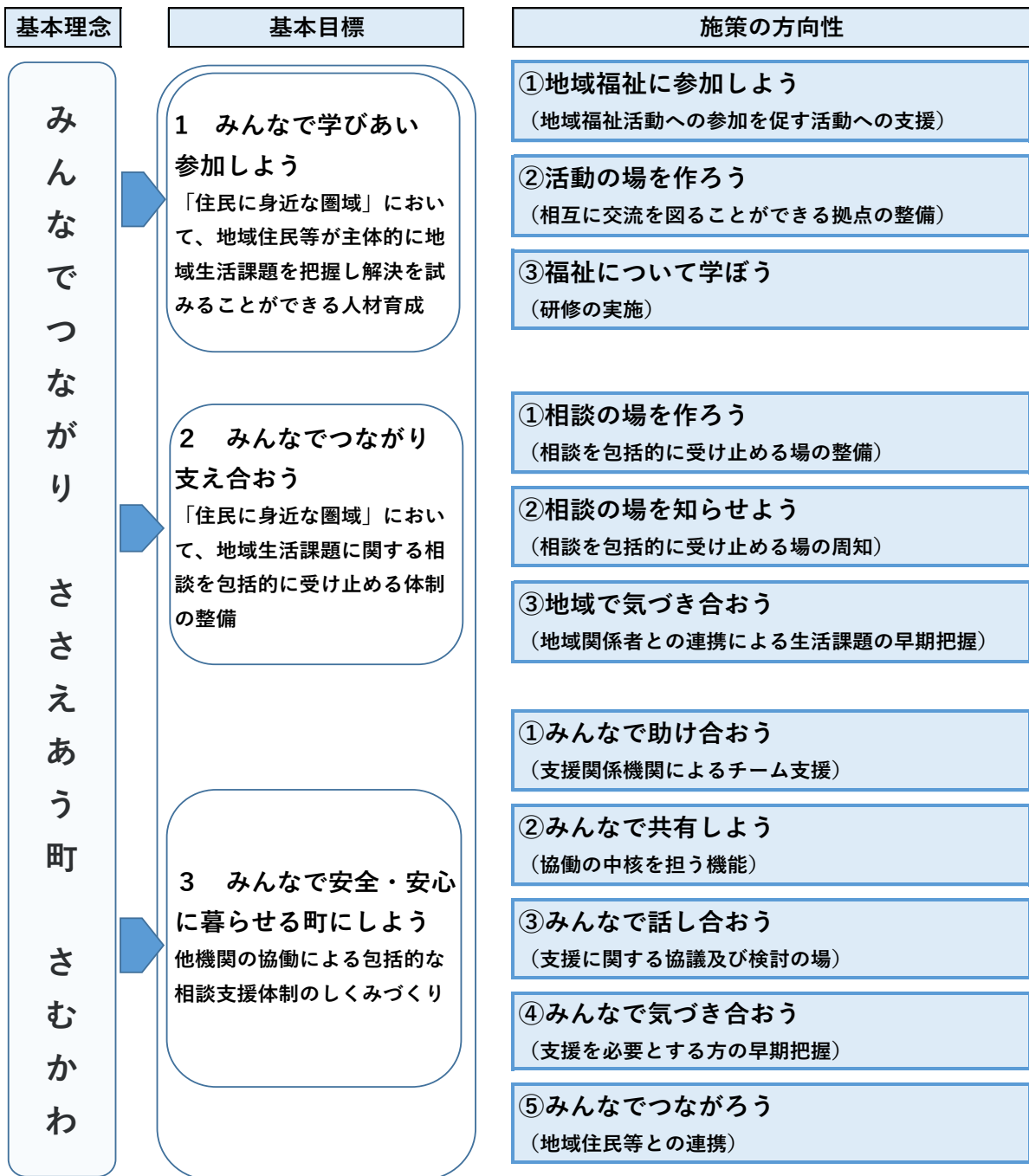
(神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所より)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活保護世帯数	488人	479人	490人	486人	485人
生活保護率	14.12%	13.72%	13.79%	13.47%	13.42%

第3章 地域福祉計画

1 計画の体系について

本計画では、基本理念として『みんなでつながり ささえあう町 さむかわ』の実現を目指し、地域の様々な福祉課題に対して、一人ひとりの町民、地域、行政や社会福祉協議会など互いに協力し取り組み、支え合うことで地域福祉を推進します。



2 計画の概要

基本目標1 みんなで学びあい参加しよう

地域全体で多様な課題に対処するためには住民の地域福祉活動や福祉への理解が必要です。地域活動を積極的に行える体制づくりや学びの場の提供をします。

[施策の方向性]

- ① 地域福祉に参加しよう
(地域福祉活動への参加を促す活動への支援)

現状と課題

近年、少子高齢化や自然災害の深刻化により地域住民同士や福祉活動団体の助け合いが重要性を増しています。地域のつながりが希薄化し、同じ地域でも知らない人が多くいる現状で地域での課題解決力も低下しています。また、地域福祉活動は一部の人が行う特別なものと考えられる人もおり、心理的なハードルが高いと考えられます。自発的に地域福祉活動も行えるような土壌づくりが必要です。アンケート結果からも「ボランティア活動をしたことがない」と回答した人が約63%にのぼり、半数以上の人活動したことがない状況です。しかしながら「活動したことがある」、「今後活動してみたい」と回答した人は合わせて約30%おり、潜在的に活動できる、したい人も多くいると考えられます。

方向性

現在ある制度の発展や周知をし、誰もが気軽に自発的に地域福祉活動へ参加できるように推進します。活動を通じて地域の交流等を活発化し、個人の生きがいや楽しみを見出すと同時に地域の課題解決力の向上を目指します。

- 身近にそして気軽にボランティア活動ができるよう相談窓口として手伝いたい方や手伝って欲しい方との調整等をしているボランティアセンターの機能を強化し、地域福祉活動の推進をします。(社協発展強化計画)

- ボランティア体験会等の地域住民がボランティアに触れる機会を提供し、地域福祉活動を行いやすい環境づくりをします。(社協発展強化計画)
- 地域福祉に貢献した方の表彰・感謝や福祉に関する講演会を行う福祉大会を実施し、福祉について興味を持ってもらい地域のつながりや課題解決力の向上を目指します。(社協発展強化計画)
- 高齢者が年々増加する中、従来のヘルパーやデイサービスだけでなく、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備や地域活動を支援する生活支援コーディネーター制度を推進します。(高齢者保健福祉計画)

ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営するボランティア活動の相談窓口であり、「ボランティアをしたい方」と「ボランティアを頼みたい方」を結びつけるための調整やボランティアに興味がある方向けに講座などを行っています。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担います。



[施策の方向性]

② 活動の場を作ろう（相互に交流を図ることができる拠点の整備）

現状と課題

地域で安心して暮らしていくためには、お互いが支え合い活動・協力できるよう交流する環境や場が必要です。交流が活発であれば課題を共有し、地域住民同士で解決できることも増えます。アンケートの「地域福祉の充実には何が必要ですか」との問いに「施設の整備」を選択した人が約17%と一番高く、「気軽に参加できる地域福祉の場」を選択した人も11%おり、施設・活動拠点への需要が高いと考えられると同時に既存の環境では不十分と感じている人や周知不足で制度や場等を知らない人がいる課題があります。

方向性

現在の施設は最大限利用し、新たな拠点や場を設置のうえ、地域や隣人同士のつながりを深められる環境の整備をし、地域の活性化を推進します。また、活動の場へ参加することに心理的ハードルが高い人へのきっかけづくりとなるような参加しやすい場を提供します。

- 65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室や集える場の機会を増やすため講師派遣事業の内容をより充実させ実施します。（高齢者保健福祉計画）
- 自治会や地域住民・組織において行われるサロンや見守り、交流といった福祉活動に対しての相談や経費助成等の総合的な支援を実施し、活動の場づくりをします。（社協発展強化計画）
- 誰もが気軽に参加できる「ふれあい福祉フェスティバル」を開催し、住民・福祉関係団体・企業等の関係づくりの場とします。（社協発展強化計画）
- 住民が集う場所として、ボランティア活動・総合相談・子育て相談・生活困窮者相談等の機能を有した総合施設の設置について検討を行います。（公共施設再編計画）

[施策の方向性]

③福祉について学ぼう（研修の実施）



現状と課題

地域には様々な支援を必要とする人がいます。アンケートの「地域福祉の充実には何が必要ですか」との問いに「なり手や担い手の育成」、「ボランティア等の育成支援」、「福祉教育」を選択した人があわせて約 17%おり、育成支援が必要と感じている人が多い結果となりました。人材の確保・育成のためには地域福祉に興味を持ってもらう必要があります。そのためには、福祉に触れ合える環境やきっかけが重要となってきます。

方向性

地域住民同士で課題解決や交流活動を積極的に行えるよう研修を実施します。地域住民が参加しやすい形式として特定の場所に集合するだけでなく、こちらから出向いて各種研修を行い、地域福祉への理解力を高めてもらいます。また、福祉啓発を行っている団体へ助成等の支援を実施し、連携して地域を支える人材の確保・育成を推進します。

- 地域の担い手育成のため「地域づくり」や「つながり」をテーマに地域福祉フォーラムを継続的实施及び更なる充実をさせます。
(社協発展強化計画)
- 福祉について学び、考える機会として日頃から福祉の視点を持つことが大切です。町内の小中学校への福祉作文実施や福祉教育に係る費用の助成・相談等の支援を行い福祉教育の推進をします。(社協発展強化計画)
- 認知症への理解を深めるとともに協力して支援を行ってもらえるよう地域住民に対して認知症サポーター養成講座を実施します。(高齢者保健福祉計画)
- 障がいのある人が積極的に社会へ参加できる支援のために、聴覚障害者協会の協力を得て手話通訳者養成講座を開催します。(障がい者福祉計画)

基本目標2 みんなでつながり支え合おう

地域福祉の推進のためには、地域全体でお互いに支え合い、課題を受け止められる環境が必要です。地域のつながりを強め、地域全体で支援ができる体制を推進します。

[施策の方向性]

①相談の場を作ろう（相談を包括的に受け止める場の整備）

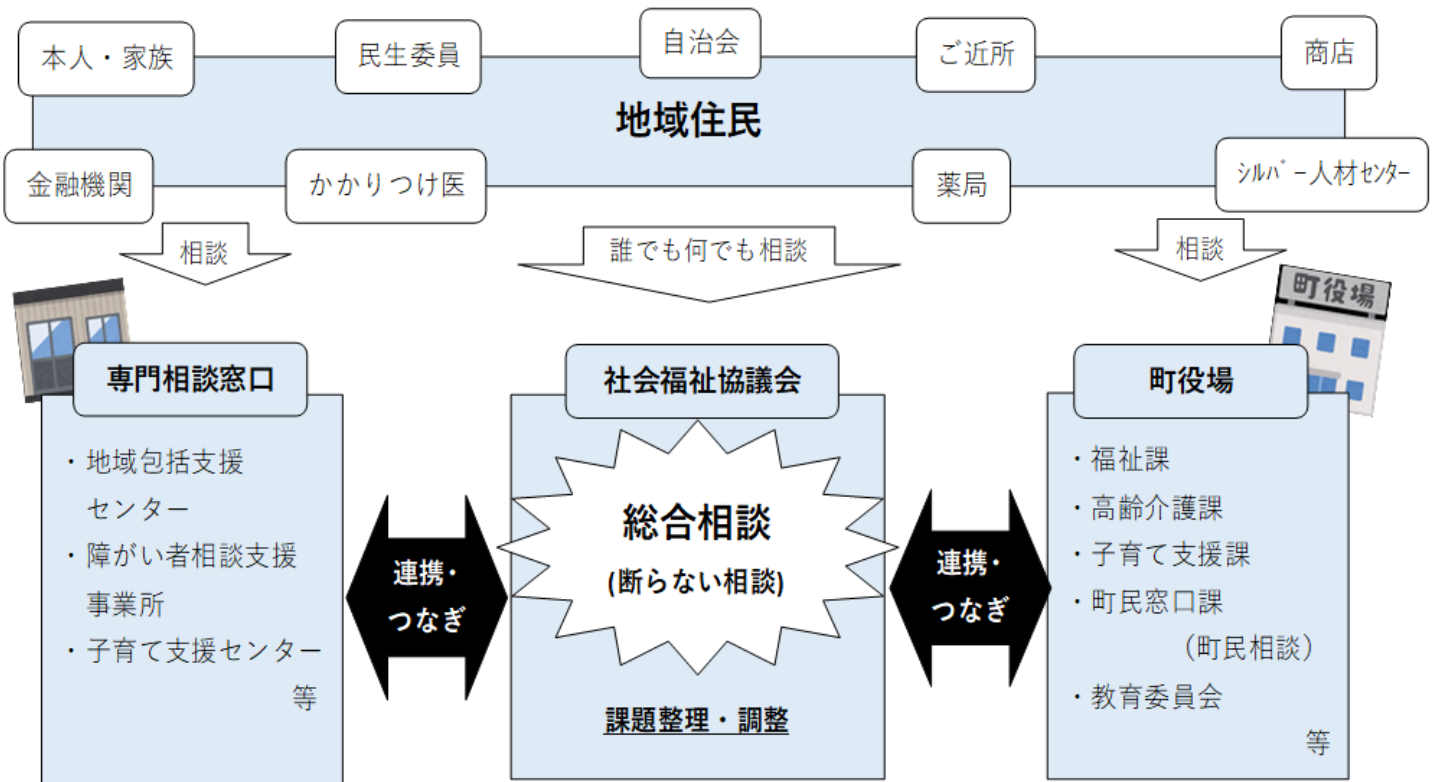
現状と課題

家族や地域の在り方が多様化した現在、個人や地域での困りごとや課題も多様化しており、地域福祉の充実には身近な相談場所は欠かせません。これまでも分野ごとの相談事業については充実を図ってきましたが、現状の制度でどこの分野の問題になるのかわからない人や複数の分野にまたがりどこに相談すればよいかかわからない人が増えており、相談場所に悩むケースが増加しています。アンケートの「地域福祉の充実には何が必要ですか」との問いに「身近な場所での相談窓口」が14.7%と2番目に多く、相談窓口の必要性は依然として高いと考えられます。また、相談に関する設問で「困ったときに相談をしていない」と回答した理由に「相談相手がわからない」が21.3%、「相談できる相手がいない」が19.3%と高い割合となっています。現状、それぞれの分野に特化した相談場所はあるものの、どこに相談すればよいかかわからない人を受け止める窓口が必要です。

方向性

相談したい内容や相談先がわかっている人たちのためにも地域包括センター・子育て支援センター・障がい相談支援事業所等の現在の機能は維持しつつ、より利用しやすい窓口として充実させます。相談内容が複合化することも多いため、各支援所での連携強化を図り、相談先がわからない人の相談先として「誰の」「どんな」相談も、「断らず」「受け止める」窓口を開設し、包括的な相談支援を実施しています。また、相談を受け止めた後は迅速に各相談支援所へつなぐだけでなく、現状ある地域資源を活用し本人にあった適切な支援をします。

寒川町包括的相談支援事業イメージ



地域包括支援センター

役場1階と南部文化福祉会館にあり、高齢者に関する介護、福祉、健康医療など様々な面から総合的に支えていくための相談窓口です。

障がい者相談支援事業所

「すまいる」(岡田)、「ゆいっと」(倉見)の2ヵ所の指定相談支援事業所があり、障がい者やそのご家族から日常における不安や困りごと、障がい福祉サービスの利用についての相談窓口です。

子育て世代包括支援センター

役場1階にあり、母子保健コーディネーター(助産師)や保健師が、妊娠～出産～子育てにわたる様々な悩みや不安などについての相談窓口です。

[施策の方向性]

②相談の場を知らせよう（相談を包括的に受け止める場の周知）

現状と課題

相談支援を実施するにあたり、地域住民がその存在を知らないと相談することができません。現在、分野ごとに相談支援所があるにも関わらずアンケートの「日常生活の困ったときの相談については」との問いに「相談相手（先）がわからない」との回答が約 21%あったことから現在の相談事業について周知をしていく必要があります。

また、新たに包括的な相談窓口を開設したとしても、地域住民への周知が足りないと結局相談先がわからないままになります。社会福祉協議会では成年後見制度等の様々な相談を行っていますが、周知が足りず利用件数が少ないことが課題になっています。

方向性

心配ごとのある時に気軽に相談する場所に悩まず、相談への抵抗を少なくできるように極力わかりやすい名前にするよう努めます。また、町・社会福祉協議会の広報やホームページ等で相談場所の周知をし、住民にとって相談しやすい環境を整えます。他にも幅広い年齢層が利用している SNS や今後の新たな広報媒体をうまく活用し周知します。

○社会福祉協議会の地域支援と個別支援の各事業をホームページなどで分かりやすく、利用しやすいよう周知します。

（社協発展強化計画）

○「社協さむかわ」等、様々な広報媒体を介して、包括的な相談窓口を含めた福祉情報の必要な情報をお届けします。

（社協発展強化計画）

[施策の方向性]

③地域で気づき合おう

(地域関係者との連携による生活課題の早期把握)



現状と課題

核家族化や生活様式（ライフスタイル）の多様化が進み、家族や地域のつながりが希薄化しています。地域や家族とつながらない状態だと個人・地域の課題が表面化せず、発覚した時には手遅れとなる場合もあります。限られた地域資源の中で地域共生社会を実現するには個人・地域の課題を早期に発見・対応をし、一人ひとりを大切にすることが必要です。地域住民同士の気づきや民生委員等の地域福祉関係者により問題が発覚することもあります。アンケートの「困ったときの相談相手は」との問いに、「家族」や「友人・知人」、「役場」以外を選択した人が約 33%おり、相談先として地域関係者や隣近所等の需要は高いと考えます。

方向性

各地域関係者への支援や研修を行い相談対応力の向上をさせるとともに、地域で相談を受けた人が適切な支援につなげられるよう各地域関係者や地域住民と連携します。

また、相談を受け止めた地域関係者や住民が一人で抱え込むことのないよう、日頃から顔の見える関係づくりをし、問題の早期発見に努めます。

○地域住民への的確な援助、相談、指導等を行うために、民生委員の研修会等に対して補助を行い、相談対応力の向上を図ります。

○「広報さむかわ」等で各地域関係者について周知し、相談しやすい環境をつくります。

○自治会や民生委員、保護司と連携を図るとともに周知を行い、支援を必要としている人たちが適切な支援を受けられる環境をつくります。

基本目標3 みんなで安全・安心に暮らせる町にしよう

すべての人々が安全に安心して暮らせるよう、様々な住民・機関との連携、協働を通じ支援体制の整備や緊急時の体制づくりを推進します。

[施策の方向性]

①みんなで助け合おう（支援関係機関によるチーム支援）



現状と課題

社会福祉制度改革により分野ごとの支援制度については整備が進み、制度内容も充実してきました。しかしながら多様化・複雑化したニーズに対して、特定の支援機関のみで対応するのが困難になっています。住み慣れた地域で住民すべての人が安全に安心して暮らすために、様々な相談機関や支援機関があり、いつでも相談ができる、支援を受けられる体制が重要です。また、相談後のバックアップができる環境や制度も必要です。

方向性

分野ごとのきめ細かい対応を実施し対象者へ継続的に関わりあいながら課題解決を図ります。また、専門家間のネットワークを駆使したチーム支援を実施し、複雑化・複合化した課題へ対応します。

○認知症になった方を対象に認知症初期集中支援チームによる各専門家のサポートを行い、本人の意思が尊重されるよう支援を実施します。

（高齢者保健福祉計画）

○認知症等の方に対して日常的な援助を行う日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の啓発・相談を行い人々の権利を守る支援をします。

（社協発展強化計画）

○地域ケア会議を開催し、関係者間で情報共有を図り高齢者等の支援が必要な方の支援方針を定め適切な対応をします。（高齢者保健福祉計画）

- 経済的に困窮している住民に対して緊急小口資金や総合支援金の貸付による経済的支援を実施します。(社協発展強化計画)
- 高齢者や障がい者等が安全安心に暮らせるように町に事前登録をし、行方不明になった際には SOS ネットワーク関係者と連携のうえ迅速に対応します。(高齢者保健福祉計画)(障がい者福祉計画)
- 基幹相談支援センター及び地域生活拠点が連携して、障がい者等の介護者が急病など緊急時の相談対応を実施します。(障がい者福祉計画)

日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行います。

地域生活支援拠点

障がい者等が安心して暮らし続けられるよう、複数の事業所、関係機関により、居住支援を含めた様々な支援を切れ目なく提供し、障がい者の生活を支援する場所や体制です。

[施策の方向性]

②みんなで共有しよう（協働の中核を担う機能）

現状と課題

現在は、総合相談として社会福祉協議会、または、各相談支援所にて分野ごとに相談を受け、様々な分野の問題が発生している場合には他の分野へつなぎそれぞれ対応しています。分野ごとに情報を共有することもあります。必要最低限に留め断片的な情報のみ共有している状況です。利用者にとって相談相手が変わるだけでなく必要な情報を再度伝えることもあり、相談しづらくなっています。

アンケートの「困ったときの相談先は」の回答には、家族や友人・知人、近所以外に様々な場所が相談先として機能しており、各分野に相談がまたがる際には連携をしていく必要があります。

方向性

包括的に相談を受け止める場を整備していくとともに、一度相談内容を整理し、支援の方向性を決め相談支援関係者と適切に連携・支援をすべく中核となる機関が必要です。また、現状の相談支援所との一層の連携が必要となっていくため、中核機関設置の検討と共に相談支援所との連携の充実を図ります。

○現在の「総合相談」を発展させ、複雑な生活課題を抱える人や家族を支援するため、社会福祉協議会、行政含む高齢、子育て、障がいなどの支援機関や民生委員・児童委員などと、分野を越えた連携を図ります。（社協発展強化計画）

○複合化した問題に対応するために、各関係者と情報共有及び連携、調整をする中核機関の設置を検討します。（社協発展強化計画）

[施策の方向性]

③みんなで話し合おう（支援に関する協議及び検討の場）



現状と課題

地域住民等の課題には関係者で各種相談や支援を行っていますが、その内容は多岐にわたり一つの専門機関では対応困難な事例も少なくありません。また、横断的に相談支援を行うためには関係者間の協議が必要不可欠です。会議等で情報共有や対応をしていますが包括的な支援相談をするには、より一層の連携が求められています。

方向性

現在の協議や検討の場等の充実を図るとともに、包括的な支援相談を実施するための新たな協議の場を設けることを検討します。

○各分野で設置している協議会で地域住民や関係者を含め、分野ごとの計画や今後の指針・支援内容を協議し、より一層の支援充実を図ります。

○包括的な相談支援を行うにあたり、関係者間で協議し、必要な支援や連絡調整方法等、支援体制を整備します。（社協発展強化計画）

○地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい相談支援事業所と連携し、それぞれの分野の問題から必要となる別分野の課題の解決に向けて協力をします。

（高齢者保健福祉計画）（障がい者福祉計画）（子ども・子育て支援事業計画）

[施策の方向性]

④みんなで気づき合おう（支援を必要とする方の早期把握）

現状と課題

地域とつながらず孤立し、誰にも相談できず適切な支援に結びつかないまま課題が深刻化するケースが増えています。各地域関係者による地域における課題の早期把握に努めるとともに、地域住民自ら相談先を把握し、早期に相談・対応できる環境が必要です。アンケートの「困ったときに相談をしていない」理由として「知らない人への相談が不安」を選択した人が約14%おり、顔見知り以外に相談するハードルが高いと感じる人もいます。そのような人々が悩みを一人で抱えこまない環境づくりが必要です。

方向性

支援が必要な人に適切に支援が行き届くよう、行政等の相談支援所の情報を周知し、相談先があることを知ってもらうと同時に相談することへの心理的ハードルを下げ、相談しやすい環境を作ります。また、自ら相談することができない人のためにこちらから出向く支援（アウトリーチ）を実施し、課題の早期把握・解決を図ります。

○包括的な相談窓口及び各相談窓口の地域においても周知をし、相談先があることを承知してもらい相談しやすい環境作りをします。
（社協発展強化計画）

○地域包括支援センターの職員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、定期的に状況確認のうえ必要な支援を実施します。（高齢者保健福祉計画）

○子どもが生まれた家庭を対象に保健師等が全戸訪問を行い、発育や育児・生活環境等についての相談支援を実施します。（子ども・子育て支援事業計画）

[施策の方向性]

⑤みんなでつながろう（地域住民等との連携）



現状と課題

地域共生社会の実現には、自助・互助・共助・公助すべてが機能することが必要です。特にお互いに助けあう「互助」や「共助」が重要となりますが、多様化したニーズに対して「支え手」が不足している状況です。「支え手」を増やしたうえで連携し、地域丸ごとで課題に対応していくことが必要です。アンケートの「日常生活への悩みや不安は」との問いに「災害」が不安と選択した人が約17%おり、「自分の健康や老後について」に次いで回答数が多い結果となりました。災害対策についても行政だけではなく、自主防災組織や地域住民と一丸となって対策を進める必要があり、隣近所といった身近な地域での助け合いが特に重要になります。

方向性

町、社会福祉協議会等が地域の住民と連携し、福祉活動等を行うことにより地域住民自らが「受け手」と同時に「支え手」であることを意識してもらい地域で支え合って課題に対応します。住民のボランティア活動や会議等への参画を通じて社会参加をし、さらに自主防災組織と行政等の連携を通して、課題解決力を向上させ、お互いが信頼し合える関係を作ります。また、日頃からの関係づくりで災害時等の有事の際に迅速な対応が出来る体制づくりを進めます。

- 各種ボランティア制度を活用し、地域住民との協働及び地域の活性化を推進します。また、災害時は災害ボランティアセンターを設置し、連携して災害支援を実施します。（社協発展強化計画）
- 「ふれあい福祉フェスティバル」や「地域福祉フォーラム」等を通じ日頃から企業や福祉団体等との関係づくりを行い、有事の際には協力して支援を実施します。（社協発展強化計画）

- 町が避難行動要支援者名簿を作成し、災害時避難が困難な方へ名簿登録の周知をします。また、自治会・民生委員と名簿の共有を行い、自主防災組織における避難体制の整備がスムーズに行えるよう支援します。

(避難行動要支援者きずなプラン (避難支援全体計画))

ふれあい福祉フェスティバル

町内の福祉団体やボランティア団体、企業がそれぞれの福祉活動をPRすることにより、町民への福祉の理解促進と情報を提供、来場者との交流でつながりを深めます。イベントは出店団体から選出の企画運営委員を中心に進められています。

地域福祉フォーラム

福祉のまちづくりのため、主体的に関わることのできる人材育成と地域の福祉的課題や地域福祉活動に必要な知識・技術についての啓発を行い、多様化する地域課題に対して、ネットワーク作りの基礎となる顔の見える関係を築きます。



第4章 計画の円滑な運営

1 計画の進行管理

地域住民や地域団体関係者、学識経験者等で構成する「寒川町地域福祉計画推進会議」及び庁内会議の「寒川町地域福祉計画調整会議」を設置し、計画の進捗管理を行い、次年度以降の計画実施に反映させていきます。また社会福祉協議会と連携を図りながら、地域で一体となって計画を推進します。

2 評価指標の設定

本計画は、施策の方向性を示したもので、個別事業については、各個別計画で策定することとしており、また、地域福祉を促進する施策の多くは数値目標がなじまないことから、数値目標は設定していません。本計画の評価指標の設定については今後の進行管理において、検討を進めます。



3 寒川町地域福祉計画推進会について

(1) 寒川町地域福祉計画推進委員名簿

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

	区分	所属・役職等	委員名
1	町民の代表	公募	フルカワ カズコ 古川 和子
2	町民の代表	公募	
3	学識経験者	日本福祉教育専門学校 専任講師	やまもと しょうじ 山本 正司
4	茅ヶ崎医師会代表	横山外科胃腸科医院	よこやま しげき 横山 茂樹
5	茅ヶ崎歯科医師会代表	石黒歯科医院	いしくろ てるあき 石黒 光朗
6	町自治会長連絡協議会代表	寒川町自治会長連絡協議会 副会長	ちの しゅうじ 千野 修二
7	町民生委員児童委員協議会代表	寒川町民生委員児童委員協議会 副会長	みとめ とみよ 三留 当美代
8	町社会福祉協議会代表(3名)	寒川町社会福祉協議会 理事	もり かずみつ 森 一光
9		寒川町社会福祉協議会 理事	まつい しょうじ 松井 正司
10		寒川町社会福祉協議会 理事	おぐる すみこ 小黒 スミ子
11	福祉関係団体等の代表	寒川町シルバー人材センター 理事	なかがわ やすのり 中川 康則
12		寒川町介護サービス事業所連絡会副会長 (特別養護老人ホーム寒川ホーム)	きとう ごう 木藤 剛
13		寒川町福祉団体協議会	おがわはら ひさえ 小川原 寿恵
14		寒川町障害者事業所連絡会	たしろ しげる 田代 茂
15		子育て支援センター代表 (社会福祉法人青い鳥子育て事業部子育てアドバイザー)	まちだ ゆき 町田 由紀
16		町社会福祉協議会登録ボランティア代表 (寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター個人登録ボランティア)	きくち けいこ 菊地 恵子
17	神奈川県社会福祉協議会の代表	地域福祉推進部地域福祉推進担当 主幹	まつなが ふみかず 松永 文和
18	神奈川県平塚保健福祉事務所職員	平塚保健福祉事務所保健福祉部 部長	ひこね みちこ 彦根 倫子

(2) 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に基づいた寒川町地域福祉計画の推進を図るため、寒川町地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 寒川町地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民 2人
- (2) 学識経験を有する者 1人
- (3) 茅ヶ崎医師会の代表 1人
- (4) 茅ヶ崎歯科医師会の代表 1人
- (5) 寒川町自治会長連絡協議会の代表 1人
- (6) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人
- (7) 寒川町社会福祉協議会の代表 3人
- (8) 町内の福祉関係団体等の代表 6人
- (9) 神奈川県社会福祉協議会の代表 1人
- (10) 神奈川県平塚保健福祉事務所職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。(前条第2項第1号に該当する委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定によるものとする。)

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果報告)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、町長に対し会議の結果を報告することができる。

(議事録)

第9条 推進会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(秘密の保持)

第10条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

4 寒川町地域福祉計画調整会議について

寒川町地域福祉計画調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 寒川町地域福祉計画の素案の作成、検討及び各事業の推進を行うため、寒川町地域福祉計画調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町地域福祉計画の素案の作成に関すること。
- (2) 寒川町地域福祉計画の各事業の推進に関すること。
- (3) その他調整会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 町民安全課長
- (4) 協働文化推進課長
- (5) 町民窓口課長
- (6) 福祉課長
- (7) 高齢介護課長
- (8) 子育て支援課長
- (9) 健康・スポーツ課長
- (10) 産業振興課長
- (11) 学校教育課長

2 本計画と寒川町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に進めるため、寒川町社会福祉協議会職員の参加を求めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には福祉部長を、副会長には福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 調整会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 調整会議の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

資料編

1 アンケート

(1) 調査の目的

寒川町みんなの地域福祉つながりプランを策定するにあたって、寒川町における福祉の現状や課題を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

①調査対象者

寒川町在住の中から 20 歳以上の方、500 人を無作為に抽出

②調査方法

郵送による配布、回収

③調査実施期間

令和 2 年 4 月 30 日（木）から令和 2 年 5 月 15 日（金）

(3) 回収結果

回収数 176 通

回収率 35.2%

(4) 寒川町みんなの地域福祉つながりプランに関する町民アンケート

このアンケートは、「(仮称)寒川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定」(地域福祉を推進するための計画)に向けて、寒川町における福祉の現状や課題を把握させていただくため実施するものです。アンケートの対象者は、寒川町在住の方の中から、20歳以上の方、500人を無作為に抽出してお願いしています。

調査にあたっては、プライバシー保護のため、お名前を記入する必要はありません。お答えいただいた内容についても、統計的に処理し、このアンケート以外の目的には使用いたしません。できるだけ多くの方々のご意見をいただき、より良い計画づくりに反映いたしますので、ぜひご協力くださるよう、お願いいたします。

令和2年4月30日 寒川町長 木村 俊雄
社会福祉協議会会長 高橋 伸隆

* 回答提出方法 令和2年5月15日(金)までに同封の返信用封筒でご返送下さい。

* お問い合わせは、寒川町福祉部福祉課総務担当 電話 74-1111 (内線 142)
寒川町社会福祉協議会 電話 74-7612

問 1. あなたの性別はどちらですか。

1. 男 2. 女

 1

問 2. あなたの年齢は。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代
6. 70代 7. 80代

 2

問 3. あなたの住んでいる地区は。

1. 田端 2. 一之宮 3. 中瀬 4. 大曲 5. 岡田 6. 大蔵
7. 小谷 8. 小動 9. 宮山 10. 倉見

 3

問 4. 寒川にお住まいの年数は。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3～10年未満 4. 10年以上

 4

問 5. あなたの家族構成は。

1. 1人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 二世帯同居世帯 4. 三世帯同居世帯
5. その他()

 5

問 6. 福祉について、最も関心のある内容はどれですか。1つ選んでください。

1. 乳幼児、児童に関わること 2. 高齢者に関わること
3. 障がい者に関わること 4. 地域に関わること 5. ひとり親家庭に関わること
6. 特に関心がない 7. その他()

 6

問 1 2. 日常における悩みについておたずねします。日々の生活において、どのような悩みや不安を感じますか。該当するもの3つ選んでください。

1. 自分や家族の健康のこと
2. 自分や家族の老後のこと
3. 生きがいや将来のこと
4. 子育てに関すること
5. 介護に関すること
6. 経済的な問題
7. 隣近所との関係
8. 災害に関すること
9. 特にない
10. その他 ()

 12-1
 12-2
 12-3

問 1 3. 日常生活において困ったときの相談についておたずねします。

1. 困ったときに相談している
2. 困ったときに相談をしていない
3. その他 ()

 13

問 1 4. 問 1 3で「1. 困ったときに相談をしている」と答えた方に伺います。相談するのはどなたですか？該当するもの3つ選んでください。

1. 家族
2. 友人・知人
3. 隣近所
4. 町役場
5. 地域包括支援センター
6. 社会福祉協議会
7. 民生委員児童委員
8. 子育て支援センター
9. 自治会の役員等
10. 障がい者相談窓口（施設、事業所）
11. 医療関係者（医師、看護師）
12. その他 ()

 14-1
 14-2
 14-3

問 1 5. 問 1 3で「2. 困ったときに相談をしていない」と答えた方に伺います。該当するもの3つ選んでください。

1. 他人に相談せず、自分や家族で何とかしたい
2. 気軽に相談できる相手がない
3. 内容を他人に知られたくない
4. 誰に（どこに）相談していいかわからない
5. 知らない人に相談するのは不安
6. 顔見知りの人に相談するのは気まずい
7. その他 ()

 15-1
 15-2
 15-3

問 1 6. 「成年後見制度」について知っていますか。

1. 知っていた
2. よく知らないが、聞いたことはある
3. 知らなかった

 16

問 1 7. 「成年後見制度」について相談したいと思ったとき、どこに相談すればよいか知っていますか。

1. はい
2. いいえ

 17

問 18. あなたは寒川町社会福祉協議会（略して町社協）をご存じですか？1つ選んでください。

1. 名前も活動内容もよく知っている
2. 名前と活動内容は少し知っている
3. 名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない
4. 名前も活動内容も知らない

18

問 19. 町社協が行っている事業で、「充実してほしい事業」がありましたら
3つ選んでください。

事業名	事業内容
1. 福祉大会 2. ふれあい福祉フェスティバル 3. 地域福祉フォーラム	福祉について町民に広める事業
4. 小・中学生福祉教育への支援 5. 福祉作文の募集	次世代を担う子どもたちの福祉の芽を育てる事業
6. ボランティアセンター 7. 災害ボランティアセンター 8. ボランティア講座 9. 送迎サービス（福祉有償運送）	ボランティアの登録・派遣、ボランティア活動の支援、ボランティア活動の推進、有償ボランティアによる送迎サービスなど
10. サポートさむかわ	有償ボランティア（サポーター）による生活支援
11. 小地域福祉活動（地域サロン等） 12. ふれあい・いきいきサロン （子育てサロン等）	仲間づくり、生きがいづくり、交流の場の提供など、 また、小地域サロン活動の支援
13. あんしんサービス （日常生活自立支援事業） 14. 成年後見相談	判断能力が低下している方への定期的な訪問、生活支援、金銭管理、権利擁護に関する普及・啓発及び相談等
15. 地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口、権利擁護、介護サービスの利用支援など
16. 各種援護・サービス事業	車いすの貸与、資金の貸付、おむつ代助成などの生活支援

19-1

19-2

19-3

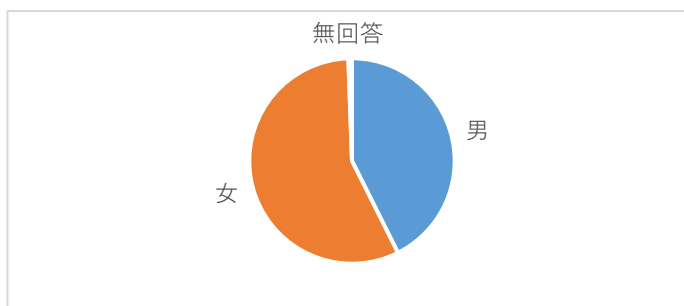
問 20. 思いやりのある福祉のまちづくりを進めるためこんな事業・活動があれば良いと思うこと、また、あなた自身が困っていること、不安に思っていること等、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

(5) アンケート結果

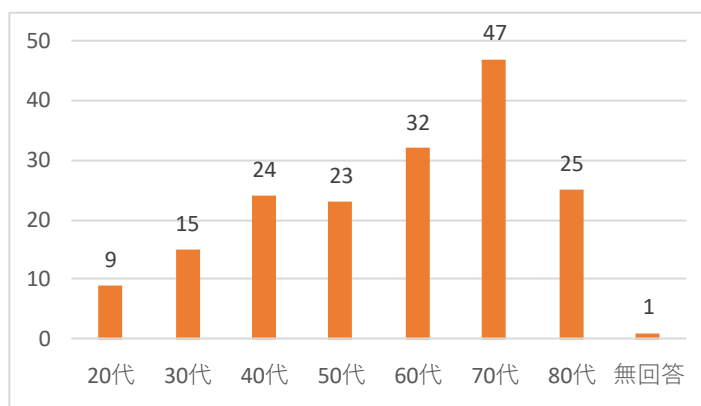
問1.あなたの性別はどちらですか。

内訳		構成比
男	75	42.6%
女	100	56.8%
無回答	1	0.6%
計	176	100%



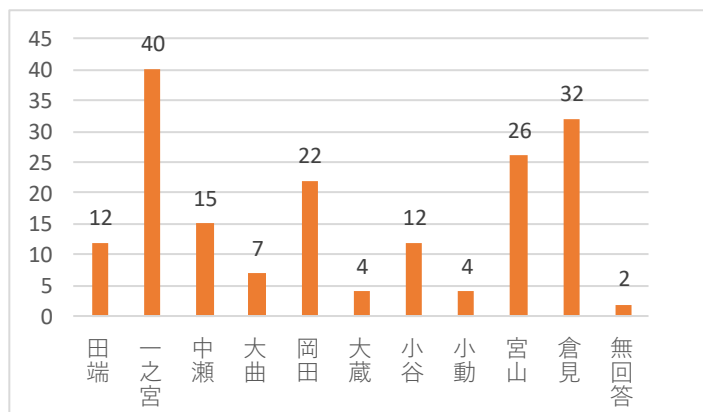
問2.あなたの年齢は。

内訳		構成比
20代	9	5.1%
30代	15	8.5%
40代	24	13.6%
50代	23	13.1%
60代	32	18.2%
70代	47	26.7%
80代	25	14.2%
無回答	1	0.6%
計	176	100%



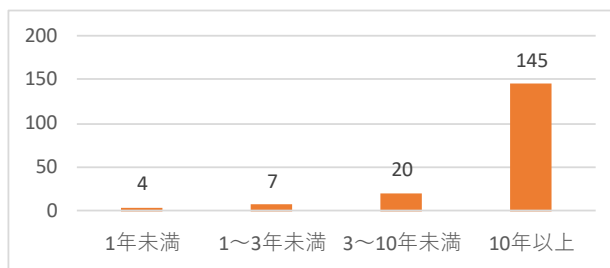
問3.あなたの住んでいる地区は。

内訳		構成比
田端	12	6.8%
一之宮	40	22.7%
中瀬	15	8.5%
大曲	7	4.0%
岡田	22	12.5%
大蔵	4	2.3%
小谷	12	6.8%
小動	4	2.3%
宮山	26	14.8%
倉見	32	18.2%
無回答	2	1.1%
計	176	100%



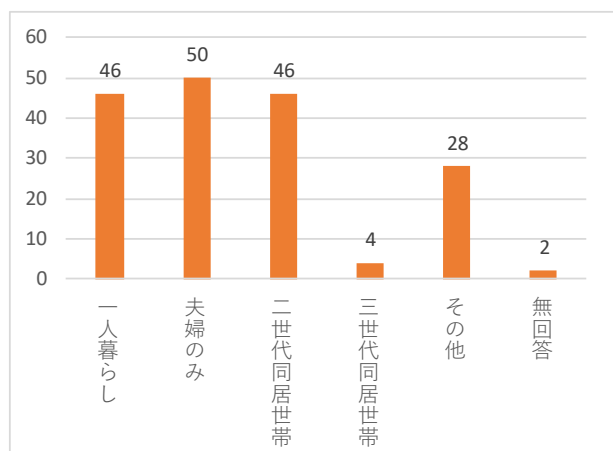
問4.寒川にお住いの年数は。

内訳		構成比
1年未満	4	2.3%
1～3年未満	7	4.0%
3～10年未満	20	11.4%
10年以上	145	82.4%
計	176	100%



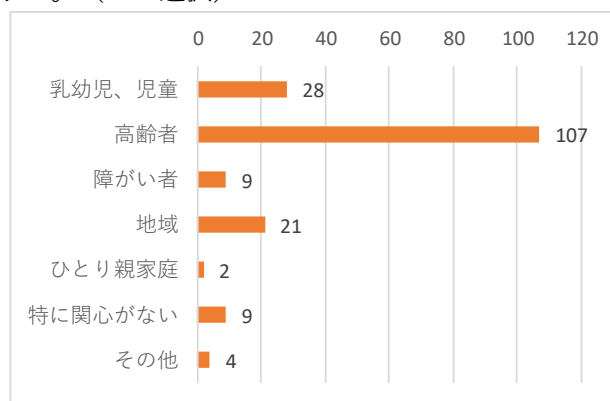
問5.あなたの家族構成は。

内訳		構成比
一人暮らし	46	26.1%
夫婦のみ	50	28.4%
二世帯同居世帯	46	26.1%
三世帯同居世帯	4	2.3%
その他	28	15.9%
無回答	2	1.1%
計	176	100%



問6.福祉について、最も関心のある内容はどれですか。（一つ選択）

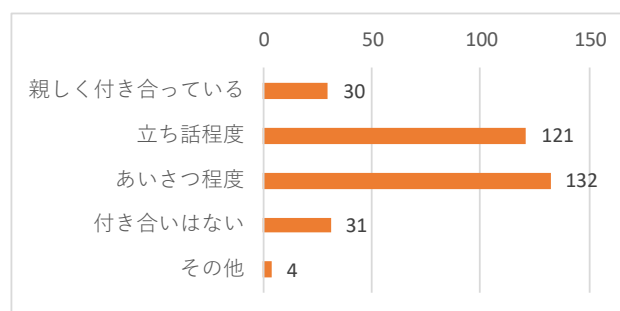
内訳		構成比
乳幼児、児童	28	15.6%
高齢者	107	59.4%
障がい者	9	5.0%
地域	21	11.7%
ひとり親家庭	2	1.1%
特に関心がない	9	5.0%
その他	4	2.2%
計	180	100%



前回アンケートと同じく、「高齢者福祉」に対する関心が最も高く、次いで「乳幼児、児童」への関心が高いです。「地域」への関心が前回より若干増しています。

問7.あなたとご近所の人との関係は次のどれに近いですか。（二つ選択）

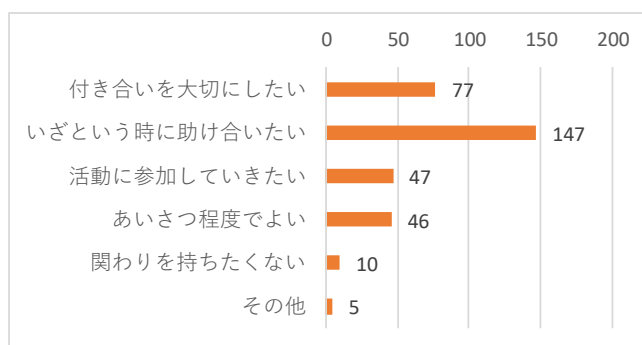
内訳		構成比
親しく付き合っている	30	9.4%
立ち話程度	121	38.1%
あいさつ程度	132	41.5%
付き合いはない	31	9.7%
その他	4	1.3%
計	318	100%



「立ち話程度」「あいさつ程度」がそれぞれ約4割であり、併せて8割を占めています。

問8.お住いの地域、または、ご近所の人との付き合いや関わり方について、お考えは次のどれに当てはまりますか。（二つ選択）

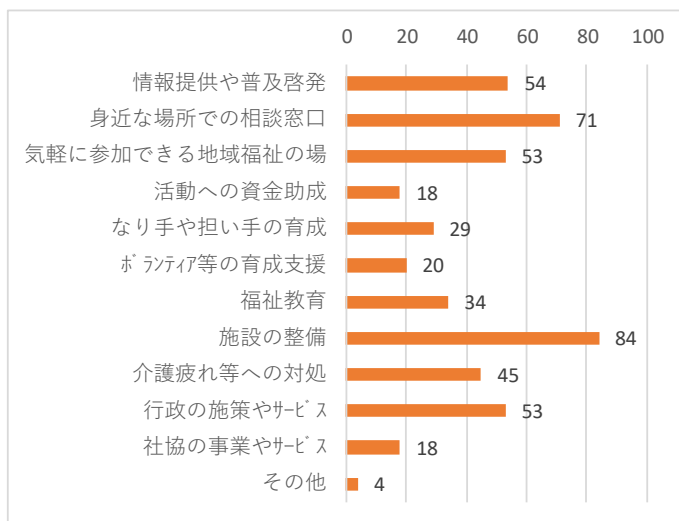
内訳		構成比
付き合いを大切にしたい	77	23.2%
いざという時に助け合いたい	147	44.3%
活動に参加していきたい	47	14.2%
あいさつ程度でよい	46	13.9%
関わりを持ちたくない	10	3.0%
その他	5	1.5%
計	332	100%



「付き合いを大切にしたい」「いざという時に助け合いたい」「活動に参加していきたい」が約8割を占めており、ご近所付き合いや地域との関わりを大切にしたい人が多いと考えられます。

問9.地域での福祉を充実させるために今後何が必要だと思いますか。（三つ選択）

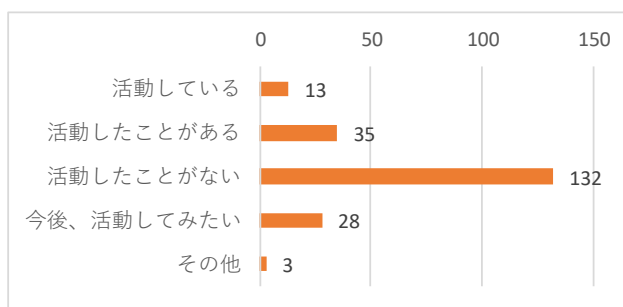
内訳	件数	構成比
情報提供や普及啓発	54	11.2%
身近な場所での相談窓口	71	14.7%
気軽に参加できる地域福祉の場	53	11.0%
活動への資金助成	18	3.7%
なり手や担い手の育成	29	6.0%
ボランティア等の育成支援	20	4.1%
福祉教育	34	7.0%
施設の整備	84	17.4%
介護疲れ等への対処	45	9.3%
行政の施策やサービス	53	11.0%
社協の事業やサービス	18	3.7%
その他	4	0.8%
計	483	100%



前回に引き続き「施設の整備」「身近な場所での相談窓口」の充実が多くなっています。

問10.ボランティア活動についておたずねします。

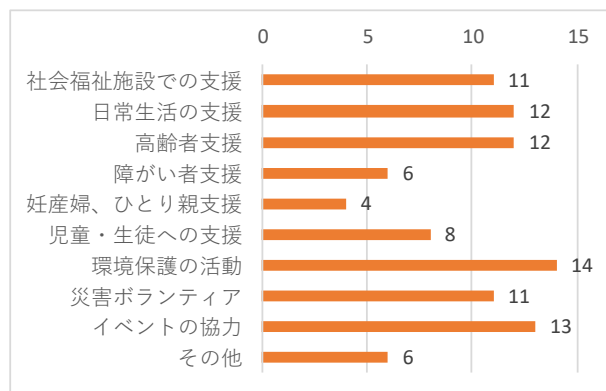
内訳	件数	構成比
活動している	13	6.2%
活動したことがある	35	16.6%
活動したことがない	132	62.6%
今後、活動してみたい	28	13.3%
その他	3	1.4%
計	211	100%



「活動したことがない」が前回より増えていますが「今後、活動したい」も前回より増しており、活動意欲はあるものの活動できていない方が多いと考えられます。

問11.問10で「活動している」「今後、活動している」と答えた方に、活動している（活動してみたい）ボランティア活動はどのような内容ですか。（二つ選択）

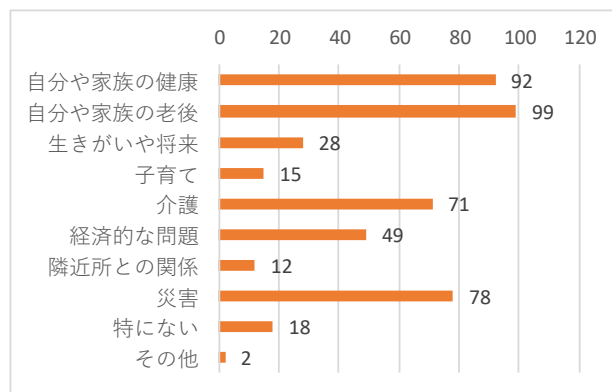
内訳		構成比
社会福祉施設での支援	11	11.3%
日常生活の支援	12	12.4%
高齢者支援	12	12.4%
障がい者支援	6	6.2%
妊産婦、ひとり親支援	4	4.1%
児童・生徒への支援	8	8.2%
環境保護の活動	14	14.4%
災害ボランティア	11	11.3%
イベントの協力	13	13.4%
その他	6	6.2%
計	97	100%



前回では「社会福祉施設での支援」「高齢者支援」で約半数を占めていたが今回は、目立って多いものはなく、活動の範囲が広がっていることがわかります。

問12.日常の生活において、どのような悩みや不安を感じますか。（三つ選択）

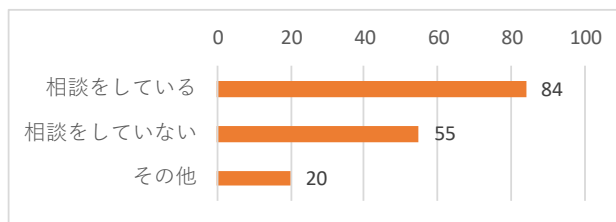
内訳		構成比
自分や家族の健康	92	19.8%
自分や家族の老後	99	21.3%
生きがいや将来	28	6.0%
子育て	15	3.2%
介護	71	15.3%
経済的な問題	49	10.6%
隣近所との関係	12	2.6%
災害	78	16.8%
特にない	18	3.9%
その他	2	0.4%
計	464	100%



前回に引き続き「健康」「老後」「介護」の不安が多いが、「災害」への不安が増えています。

問13.日常生活において困ったときの相談について。

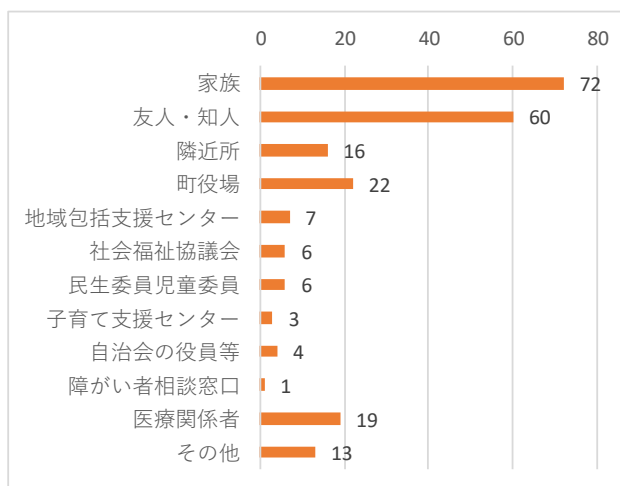
内訳		構成比
相談をしている	84	52.8%
相談をしていない	55	34.6%
その他	20	12.6%
計	159	100%



「相談をしている」が約半数で前回とほぼ変わらない結果となっています。

問14.問13で「困ったときに相談をしている」と答えた方に、相談するのはどなたですか。（三つ選択）

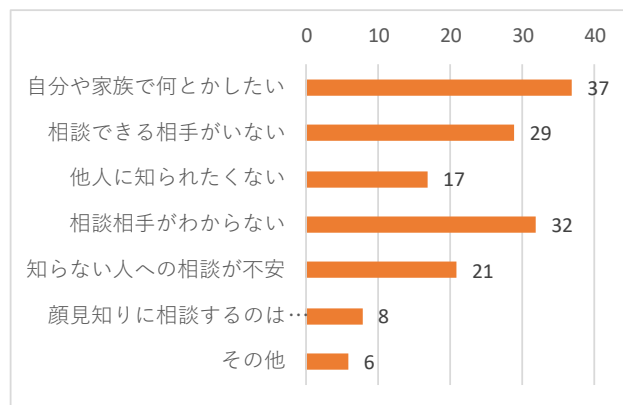
内訳		構成比
家族	72	31.4%
友人・知人	60	26.2%
隣近所	16	7.0%
町役場	22	9.6%
地域包括支援センター	7	3.1%
社会福祉協議会	6	2.6%
民生委員児童委員	6	2.6%
子育て支援センター	3	1.3%
自治会の役員等	4	1.7%
障がい者相談窓口	1	0.4%
医療関係者	19	8.3%
その他	13	5.7%
計	229	100%



前回に引き続き「家族」「友人・知人」に相談する方が多いです。

問15.問13で「困ったときに相談をしていない」と答えた方に、該当するものを選んでください。（三つ選択）

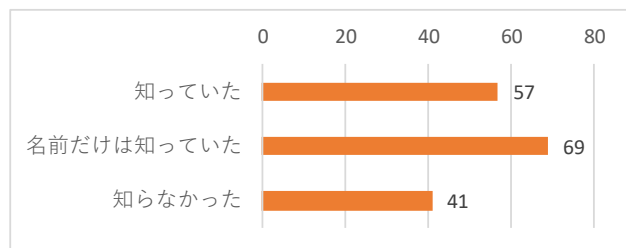
内訳		構成比
自分や家族で何とかしたい	37	24.7%
相談できる相手がいない	29	19.3%
他人に知られたくない	17	11.3%
相談相手がわからない	32	21.3%
知らない人への相談が不安	21	14.0%
顔見知り相談するのは気まずい	8	5.3%
その他	6	4.0%
計	150	100%



前回に引き続き「自分や家族で何とかしたい」「相談相手がいない」「相談相手がわからない」が上位を占めています。

問16.「成年後見制度」について知っていますか。

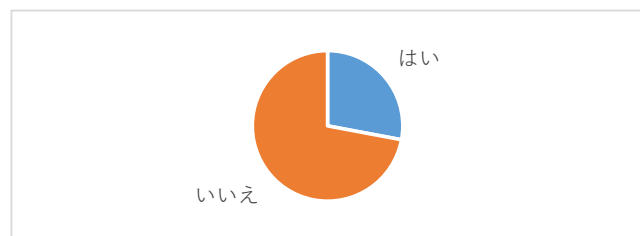
内訳		構成比
知っていた	57	34.1%
名前だけは知っていた	69	41.3%
知らなかった	41	24.6%
計	167	100%



約3割の方が成年後見制度について知っていると回答しています。

問17.「成年後見制度」について相談したいと思ったときに、どこに相談すればよいか知っていますか。

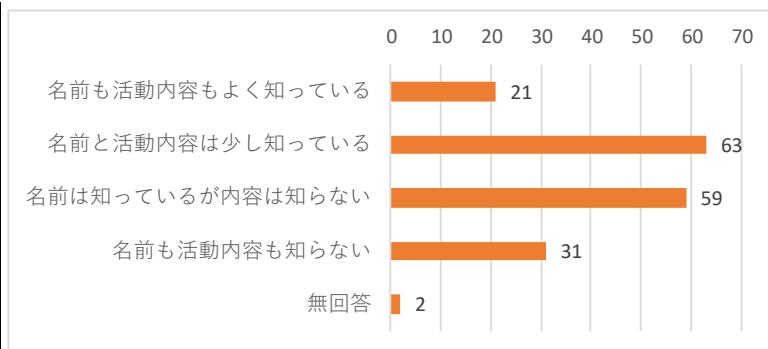
内訳		構成比
はい	45	25.6%
いいえ	116	65.9%
無回答	15	8.5%
計	176	100%



6割以上の方が相談する場所を知らないと回答しています。

問18.寒川町社会福祉協議会（略して町社協）をご存じですか。

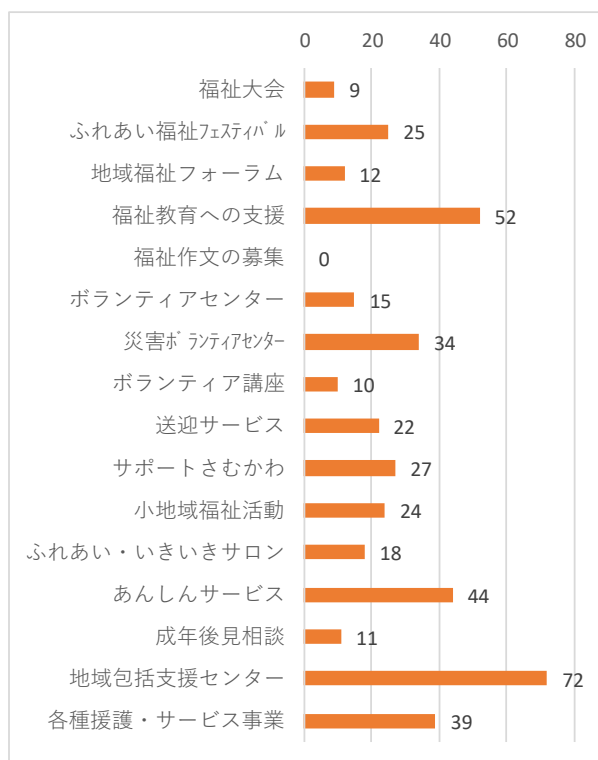
内訳	構成比
名前も活動内容もよく知っている	21 11.9%
名前と活動内容は少し知っている	63 35.8%
名前は知っているが内容は知らない	59 33.5%
名前も活動内容も知らない	31 17.6%
無回答	2 1.1%
計	176 100%



「名前も活動内容も知っている」のは約1割程度となっています。

問19.町社協が行っている事業で「充実してほしい事業」がありましたら選んでください。（三つ選択）

内訳	構成比
福祉大会	9 2.2%
ふれあい福祉フェスティバル	25 6.0%
地域福祉フォーラム	12 2.9%
福祉教育への支援	52 12.6%
福祉作文の募集	0 0.0%
ボランティアセンター	15 3.6%
災害ボランティアセンター	34 8.2%
ボランティア講座	10 2.4%
送迎サービス	22 5.3%
サポートさむかわ	27 6.5%
小地域福祉活動	24 5.8%
ふれあい・いきいきサロン	18 4.3%
あんしんサービス	44 10.6%
成年後見相談	11 2.7%
地域包括支援センター	72 17.4%
各種援護・サービス事業	39 9.4%
計	414 100%



「地域包括支援センター」、「福祉教育への支援」「あんしんサービス」が上位を占めています。

2 用語解説

※各施策の展開で紹介しきれなかったものを五十音順で掲載しています。

アウトリーチ

一般的な意味は、手を指しのべるといった意味ですが福祉の分野では、積極的に対象者の居る場所に向いて働きかけ、様々な形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることです。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのことです。

SOSネットワーク

認知症等で行方不明になった方の捜索について警察と連携し、地域の方や関係機関の協力を得て、一刻も早く発見して家族の元へ帰す制度のことです。

核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のことです。

災害ボランティアセンター

災害時に災害対策本部と連携し、被災者・被災地域からの要請に対し、ボランティアの援助を適合させ、救援物資の運搬や被災者の精神的ケアなど様々な支援活動を効果的に展開する機関として設置されます。

サロン

地域福祉においては地域住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的として行われているものです。地域の方々に立ち上げ、運営され、定期的に開催されています。

自治会

住民の方たちが生活する地域を基盤として、お互いに協力し合い、住みよいまちを創るために自主的に組織された任意団体であり、コミュニティづくりの中心となっています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織です。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉推進に関する様々な活動を行っています。

社協さむかわ

寒川町社会福祉協議会で発行される、福祉に関する情報をまとめた広報紙です。

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。

デイサービス

介護保険サービスの「通所介護」の通称です。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施しており、日帰りで施設に通い、体操や食事、入浴などのサービスを受けるものです。

認知症

正常に発達した知能的能力が、脳の病気や障がいにより生じる物忘れや思考能力、判断力の低下等の状態の総称です。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を暖かく見守る応援者を養成し、認知症理解の普及を図るとともに、地域住民が協力しあう支援の輪を広げるものです。

避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人のことです。

保護司

犯罪や非行をした人が再び過ちを犯すことなく早期に更生できるよう保護司法に基づき、地域社会から選ばれ、法務大臣から委嘱された無給・非常勤の国家公務員です。

民生委員・児童委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のことです。



令和3年3月発行

発行・編集：寒川町・寒川町社会福祉協議会

○寒川町

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111（代表） FAX 0467-74-5613

e-mail : fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp

○寒川町社会福祉協議会

〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山401番地（健康管理センター内）

TEL 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

e-mail : shakyo@t-samukawa.or.jp